

「国際シンポジウム」

（中国憲法）で、各 2 単位の講義である。

また、この国際シンポジウムに関しては、杉原教授が「法学におけるアジア諸国との交流」を『法律時報』（60 巻 9 号 2）に寄稿し、勝田教授が「関心を喚ぶアジア法講義」と題して NHK の Radio Japan で 1989 年 2 月 5 日、2 月 19 日（英語）に海外に向けて放送したことも付記しておく。

（法学部長・上原行雄）

法学部国際シンポジウム記録刊行委員会

委員長	勝 田 有 恒
副委員長	堀 部 政 男
委員	川 村 正 幸
委員	浦 田 一 部
委員	上 原 敏 夫
委員	淹 沢 昌 彦
顧問	上 原 行 雄

「国際シンポジウム」

あとがき

昨年春にシンポジウムを無事に終え、ここにその記録を刊行する運びとなった。

法学部が主催する初めての国際シンポジウムであっただけに事務局を担当した私としても気苦労も少なくなかったが、多くの方々の協力がわれわれを支えてくれた。とりわけ、資金的には、一橋大学創立百年記念学術奨励金のほか、社会科学国際交流江草基金、本学 OB 最長老の勝田信氏のお世話になった。シンポジウム当日には、如水会は盛大な晚餐会を主催されるなど物心両面にわたる親身な援助を戴いた。また、事務的には、開催準備の段階から記録刊行にいたるまで、法学部事務職員や研究室助手の献身的な努力に助けられた。これらの方々に対して、ここであらためてお礼の言葉を申し述べたい。

こうした協力に支えられながら法学部教官がそれぞれ分担した役割を遂行し、シンポジウムは予期以上の成功を収めたように思われる。しかし、それは、これまでなおざりにされてきたアジアにおける法学の国際交流に小さな道を開いたにすぎず、ここに刊行する記録にも示されている参加者の熱意や関心とともに、われわれに今後の課題を担わせるものでもあろう。

* * *

趣意書の末尾で予告しておいたアジア法の講義は、予定どおり 1988 年度に開講した。夏学期の講師は高麗大学教授の丘秉朔 Koo Byung Sak 教授（韓国憲法）、冬学期の講師は北京大学の康樹華 Kaug Shu Hua 教授

慮することが大変重要だと考えています。

司会 どうも有り難うございました。では、時間が無くなって参りましたのでほんの簡単なまとめ的なことを申し上げます。昨日から今日にかけて、遠くからおいでいただきました先生方また留学生の皆さんに有益な話をしていただきまして有り難うございました。私たちは国際化ということ言葉を上では言っていますけれども、それに実態が伴っていないということが非常にはっきりしてきたように思います。今日のそれぞれの、特に批判的な意見等につきましては、今後私たちとしても率直に受け止めて検討をしていきたいと思っています。この問題は、伺っていますと、一つはお金の問題にからんできまして、もう一つには、我々の熱意にかかっているように思います。これらをこれからどのようにしていくのか考えていきたいと思っています。

ともかく今回の一橋大学法学部の国際シンポジウムは学部全体として取り組むものとしては初めてのものです。今後同様なシンポジウムが何年か後に開けるのではないかというふうに思いますけれども、昨日今日の経験を生かしまして数年後に仮に開かれる場合には、もっと実りのあるものにしていきたいと思っています。

このシンポジウムのために遠くからおいでいただきました先生方、また、今日お集まり頂きました留学生の皆様にご感謝しつつこの会を終わりたいと思います。また、近い将来どこかでお目に掛かって友好を深めたいと思います。二日間にわたり報告や討議をして頂きまして有り難うございました。また、その他の先生方にも謝意を表したいと思います。

どうも有り難うございました。

司会 この辺で討論・まとめの御発言等は終わらせて頂きまして、最後に司会者の方で若干のまとめをしてみたいと思います。それでは南先生。

南 まとめが二つありましてもおかしいので、まともは堀部教授にお願い致しまして、若干の感想を申し上げたいと思います。私は一橋大学におきまして学生国際交流委員会の委員をしておりますので、留学生の問題について一番関心を持っております。我々日本人は若い時は、欧米に憧れて年をとれば東洋人に返ると、こういうふうに言われております。夏目漱石がそうでありました。私もかつて若い頃はですね、ドイツとかアメリカの法律を勉強致しましたが、近年アジア法に目を向け、非常に強い関心を持つようになりました。これは、年をとったせいではないと思います。私はまだ若いと思っているわけですが、アジア法に興味をもちました要因・原因はなんといってもですね、私がやはり留学生諸君の指導を通じましてですね、アジア法に関心をもつに至ったわけであります。台湾の行政裁判制度、中国の公務員制度、あるいは韓国の行政審判法・行政訴訟法・行政節次法等いろいろ私は勉強を致しましたし、またそれに関する資料も留学生を通じて入手致しました。体制は違いますけれども中国の公務員法制については、学ぶ所は多々ございましたし、韓国の行政審判法・行政訴訟法・行政節次法草案は、非常に優れたものでありまして、日本よりもはるかに優れております。私はこれらのいい点を取り入れまして、是非とも日本の行政訴訟制度あるいは、日本の行政手続法の制定に取り入れていきたいと熱望している次第でございます。昨日翁先生が好美教授の御発言に対しまして、アジア法を研究するには留学生を利用するのが近道ですとおっしゃいましたが、私もまったく同感でありまして、アジア諸国との相互理解・学術交流を深め、又日本法の改善のためにも留学生諸君に接することが非常に大事だとも思います。そのためには留学生諸君ができるだけ勉強しやすいような研究教育の条件の整備あるいは生活条件の改善、学位についても配

るでしょう。それから中国とは、北京大学及び社会科学研究所と、今後3回続けて各民事法・公法・刑事法を通じてやるつもりです。その他の国とも出来ればやりたいと思っています。もう一つは、それぞれの国で研究集会をやります時に、日本からそれに加わりたいという人に対して派遣の費用を出す。これも韓国で少年法について一度やられたようですし、この5月には上海の社会科学院で刑事法についてやるというので、早稲田の学長の西原さんその他が行かれることになっています。一番難しいのはやはり外国の研究者を御招きするという点であって、日本語を勉強し、しかも日本法を研究するために日本にこられる人はかなり長い期間が必要ですので、この基金ではどうしても出しにくい。それは学術振興会、ないし、ジャパン・アソシエーションで出して頂く他ないんじゃないだろうか。ではこの基金としては何をねらったらいいかとやることをおうかがいしたいわけです。アジアの国の大学の法学部の中堅を成しておられる方々は、アメリカ・ヨーロッパで研究した人が多く、日本で勉強したひとは、まだマイノリティであるように思います。その場合にむしろ欧米で研究した人が日本に来て、日本では日本語ができなくても教授の人とある程度コミュニケーションできますので、日本法でのアメリカ法あるいはヨーロッパ法の採り入れ方について研究されることにも意義があると思います。そうすると日本について関心を持つ人がそれぞれの学部にも多くなるという効果もあるのではなかろうかという感じを持っています。どういう方法が有意義なのか皆さんの御意見を伺えれば幸いです。それからもう一つ江草基金は、日本におられる若い外国の研究者に対して補助をしております。日本の大学院では在学期間が切れても博士論文が書けないという方がかなりあるわけで私共はかなりそこに重点を置いて、あと半年あるいはあと一年おれば博士論文が書けるという方には研究費を出すことにしております。去年もそういう方4名いまして、そのために博士論文を書いて帰られました。

「国際シンポジウム」

いけないんだと言うだけの学問的な高さを維持することだけが、それをつなぎとめる唯一の途ではないかというふうに思います。例えば、我々自身だって、ドイツ、あるいはフランスあるいはアメリカあたりの法律を読んで仕事をやっているわけです。それにもかかわらず、かなり変わっている面もあります。例えば、去年の秋、ドイツ・オーストリーの共同の比較法学会がインスブルックであったときに、これは複数企業による公害の発生についての不法行為の問題でございましたけれど、討論の中でドイツの学者によって、日本の共同不法行為の規定はドイツと同じであるにもかかわらず、日本の判例や理論はこういうふうになってやってきているではないか、ドイツでなぜこういうふうな発想が出て来ないんだということが議論されていました。これは、幸か不幸か日本は公害大国で、どこよりも公害法理論が進んでいたからだろうと思いますが。例えば、これは一つの極端な例でございしますが、むこうの国の法律を皆さんがお読みになっただけでは、やはりちょっと異質的である、やはり自分達と少し近い、感覚的にも近い日本の判例や学説がどうなっているかということを見ることが、やはり何かビタッと感覚的に受け止められるものがあるという、そういう理論を私どもが作らない限りはやはり駄目なんで、そういう意味でも私どもは一層努力すべきだと、そういうふうに感じた次第でございます。

司会 平野先生どうぞ。

平野 時間を与えて頂いて有り難うございます。江草基金はあまり大きな基金ではございません。大きな事を言いますと破産するかもしれません。皆さん仰っている点ですが、昨日私が申ししたのは、例えば台湾と日本との交流の為に毎年500万円出すと言ったらどうなさるかと言うことを考えてみていただければ幸いだということです。本当に出せるかどうかわかりませんが、今の所は、主に国際研究集会というのを幾つかやっています。韓国とはすでに2回いたしましたし、今後も続けていくことにな

がお互いの国の法律を外国法として勉強すると同時にさらに進んで比較法の観点からこれを研究し、お互いの国の法律制度をさらに向上させていく、また、共同研究を進めて行くことが一番必要なのではないか。本日の色々な具体的な御提案を我々がこれから実行していかなければならないと思いますけれども、それと並んで将来は、共通の問題について近隣諸国の方々と同一のテーマで共同の研究ができるような、又そのようなシンポジウムを開ける様な方向に進んでいきたいと思います。

司会 どうも有り難うございました。好美先生、いかがですか。手短に御感想でも述べていただきたいと思います。

好美 好美でございます。専攻は民法です。昨日からずうーっと休む暇もなしにきいていたんですが、皆さん大抵おっしゃったんで簡単に申し上げます。私も昨日申し上げましたが、今日崔先生もおっしゃったように、どうも一方通行的なシンポジウムになったようで、もしもそういうような印象を与えたとすれば、他の同僚と共にお詫びをしたいと思います。ただそういうつもりでは、必ずしもなかったと思うんです。また、楊先生がコシヤカー (P. Koschaker) を引用されて、法律学が世界で普及していくのは、学問的な高さではなくて国力とおっしゃったか経済力とおっしゃったか忘れちゃいけないけれども、そういうもんだと言うことが書いてあるという話がありましたけれども、立法や取引実務の方は、経済力と関係があるでしょうが、従って、貿易や投資などの実務の関係では日本法の勉強がかなり必要であろうかと思いますが、本日あつまっている諸先生方及び私どもは、研究者でございまして、そういう実務的な問題ではなくて、やはり理論的なものを求めて集まったわけでございまして、少し違うのではないかと考えております。そうするとあとは、円高の問題、デグリーの問題、日本語の問題などの多くの困難な問題にもかかわらず、日本への留学生に来てもらおうとするならば、これは、日本の学者がやはり日本にも行かなければ

内容について発言することはできませんけれども、まとめということで一言。全体的なまとめは司会者の方がなさると思いますので、昨日からの御報告や、討議を聞いておりまして、一つだけ感じた点、あるいはこれは焦点ではなかったかもしれませんが、一つ論点ではなかったかと私が感じました点についてだけ御話いたします。いろんな国で日本法の研究や教育が行われているという御話を伺いまして、自分の国の法律や文化が外国でどのように理解されているか、また教育されているかということは、私にも大変興味があることであります。しかし、同じ事がそれらの国の方にも言えるはずで、それぞれの国の法律や文化が、日本においてどのように理解され、あるいは教育や研究がなされているかという事についても、同様に強い関心を持っておられるはずだと思います。昨日の御話の中では、必ずしもはっきりとは仰っておられませんが、言外で主張しておられるといいいましょくか、我々に問うておられるといいいましょくか、そのように感じました。こういうシンポジウムを開いているけれども、一体お前の国ではどうなのか。そういう事を実際言われた方もありますし、我々の仲間でそういう発言をした人もありますけれども。そういう点を私が一番感じた訳で、私どものところでは、実際に中国法の専門家もおりませんし、インドネシア法の専門家も一人もおりません。喜多先生のおられる亜細亜大学というような名前をもっている大学でも、東洋大学とか国際大学という名前を持っている所でも事情はそう変わらないと思います。ただ亜細亜大学の場合は喜多先生の御努力で大分発展されているようですが、ともかくそういうような事情にあります。昨日の御報告の中でその点に関して私達に問うておられるような、そういう感じがいたしました。このことが一つの論点ではなかったかと思ひます。要するにお互いにその近隣諸国の間で理解しあう事が我々が平和に生きていく為の基礎であるという事を考えますと、やはりこれではいけないのであってお互い

「国際シンポジウム」

こうという、そういうことの一環に今の外国人教師の問題もあるというふうに私は理解しているわけであります。それから、時間がございせんから急ぎますが、学位の問題でございすけれども、学位の問題につきましては、先程伊藤教授あるいは、村井教授から御説明したとおりでございまして、ある意味ではこの人文あるいは社会科学系の国立大学の教官しかもそれは、かなり年をとった教官の意識の問題であると、そこにかかっている問題がかなりあるのではないかと考えておりますので、私はそういう意識変革と申しますか、運用の面について改善をしたいと思ひますけれども、残念ながら私の任期はあと一週間しかございせんのでその後は、私の後任者に努力をお願いいたしまして法学研究科で十全のことができるように努力をしていきたいと思ひます。それから先程国際交流会館云々という話が出ました。現在大学では、もう3年位前から国際交流会館の必要性というものを感じましていろいろ議論をしておりますし、文部省に対してこれを要求する態勢にございす。住居の問題につきまして先程留学生の方から御指摘がございましたけれども、私どもは、これはまだ中身は決まっておりますけれども、私は日本人学生との、新しい日本語でございすが「混住」つまり、一緒に、日本人学生と一緒に留学生を住まわせる可能性というものをこの国際留学会館において実現する方向で、大学は考えていくだろうと思ひますし、また、短期間、あるいはできまして半年あるいは一年の長期の先生方、外国人の教師の方々にも御泊まり頂けるようなものにしたらばいいというふうに考えておりますし、100人以上の規模をできればというふうなことを考えておりますが、何分にもまだこれは、未決定でございすので、この程度に止めさせていただきます。

司会 昨日今日の報告や質疑を聞いていまして、いかがでしょうか。桑原先生。簡単に何か御発言頂けないでしょうか。

桑原 桑原と申します。専攻は国際法ですので、昨日の御報告の具体的な

おります。しかし、ここにいらっしゃるような皆様方のような権威のある方を2年も3年も日本国の国家公務員にするということは実際問題としては殆ど不可能でございますので、短期間についてなんとかならないかという努力をいたしまして、又現在も努力中でございますし、この努力は私の後任者にも引き継がれることだけはお約束申し上げます。現在のところでは、外国人教師というカテゴリーが一つございますけれども、これは専ら外国語の先生方に向けられており、私共といたしましてはこの外国人教師というカテゴリーをもうちょっと何か短い、しかも語学ばかりではなくて、例えば法律学という点にむけられないかという交渉をいたしました。しかし、半年ということにつきましては、現在の状況では不可能であるということでございます。一般的な問題でございますけれども、なにせこの大学は国立大学でございます、国立大学と申しますと、大変お金の使い方、人の雇い方、色々なレギュレーションがございます。これは、恐らくアジア諸国からおいでになった方々が、私立大学と接触なさった感じとすごく違う印象を受けられていると思いますが、それは一にかかって国立大学であるという桎梏を我々は負っておる。江草基金から頂いたお金も国庫に入れなければならないという厄介な手続きを致しましてそれからお招き致しました方々に6ヵ所か7ヵ所か、サインを頂いて受取を作らなければならない。これもレギュレーションでございます。最近、3年前あたりから、臨時教育審議会というのがございまして、答申を出しておりますが、大分問題がございますけれど、私は一箇所だけ評価している所がございます。それは、この教育問題についてのディレギュレーションですね。要するにそういう規則をやめろと、それを簡単なものにしろと、提案をしておりますけれども、一向にこれについては、他の事については少し動き出しているんですけども、一向に動く気配がございません。私どもは一にかかってそういう不必要なレギュレーションというものをなるべく取り去ってい

学位を取り、人より早く帰国して良い職場につくことができます。それにくらべると、日本に来て留学する場合は、その2倍位の時間をかけても、なかなか学位が取れず、そのまま帰れば良い職にありつけない。苦勞の揚句、ようやくとのことで学位が取れても、いざ帰国してみれば、良い職は殆どすでに一足先に帰国した欧米の留学生によって占められており、いくら嘆いても後の祭り、結局あきらめるより仕様がないうことになります。このような現状は日本留学生に対し大変不公平だし、日本のアジア諸国におけるリーダーシップに対しても不利を来たします。私は最近帰国した日本留学生からそんなことを聞かされるたびに、いつも日本の大学が“高いレベルの学位”の伝統にとらわれず、留学生の帰国後の就職先を考え、留学生の受入態勢ないし学位制度を再検討して頂きたいと願っております。

司会 一橋大学側から、まとめになるような発言をして頂きたいと思いますが、いくつか問題が出ていますけれども、学部長いかがですか。

勝田 色々な問題が出ておりまして、いちいち私共といたしまして反省すべき点もありますし、今後に向けて改善の努力をしていかなければならないという風に、色々、勉強させて頂きました。私どもはこのシンポジウムに先立ちまして色々検討いたしましたし、又、今日午前中に諸先生方から御報告を頂いたのはその検討の結果でございます。従ってそこで我々が、このシンポジウムを企画する以前に気がつかなかった問題や、我々の検討段階でやはり随分気が付いた、発見をした部分がかなりございますけれども、幾つか重要な点だけ私の立場からお答え申し上げておきます。外国人の教官はですね、招聘という問題は私どもといたしましてはかなり大きな問題でございます、私自身も文部省に何回も足を運びまして、検討致しました。現在の状況におきましては外国人教師任用法と言う法律が施行されておきまして、外国人の国家公務員としての教官の任用は可能になって

日本に留学した頃は、円が安く、又文部省の奨学金がありましたので、学費や生活費には大した困難がなかったが、今の留学生達が自費で最近の日本のような円高の所で、勉強に来る場合は、大学での勉強よりも、生活費用に大変苦労しているようです。せめて学費だけでも免除してほしいという声が留学生の間で大変強いので、この機会に申し上げておきます。それから学位の事なんですけれども、これは、昨日も申し上げましたように、日本の学位は取りにくいですね。欧米に行きますと、非常にたやすく学位がとれます。例えばアメリカの大学に留学する場合、マスターやドクターコースにしても、せいぜい2年か3年位ですぐLLMか、JSDの学位を貰うことができます。帰ればやっぱりドクターの肩書がつきますので非常にカッコがいいんです。だけれども同じ人が日本に来て留学する場合、ドクターの学位を取るまでは、それ以上の年期を必要とします。2,3年間だけでは、せいぜい修士課程を修了できる程度で、それでマスターの学位を取ることができれば、非常にありがたいんです。まして、博士課程は修士課程にくらべてずっと長い年期を必要とし、場合によっては、5,6年以上の期間がかかります。西欧諸国のなかでドイツの学位が取りにくいといわれていますが、大抵の場合、4,5年間留学すれば、ドクターの学位を取ることは制度上一応可能です。例えばミュンヘン大学あたりなんか非常に早くとれますね。フランスの場合はもうちょっと短く2年間ぐらいで学位を取ることが可能な大学もあります。だから恐らく世界中で1番学位が取りにくいところは日本になるんじゃないかと思うんです。むろん大学の学位は、大学のレベルによりけりで、学位を取りやすくするために大学のレベルを落とすことは、決して奨められたものではありません。とくに大学のレベルを重視する日本においては、ドクターの資格を厳しく制限する伝統があり、その点では、あんまり何とも言えません。しかし、留学生が同じ外国に行って留学する場合、欧米に留学するときは、非常に簡単にドクターの

「国際シンポジウム」

ウムについていうとたとえば、7,8年前に中国比較法学会とかと一緒に
なってアメリカのパー・アソシエーションのメンバー10数名を招き、「法と
人権」というテーマでシンポジウムを行い、2年間遅れて、アメリカ、カ
ナダ、日本、西ドイツなどの国から、著名な憲法学者数名を招き、「憲法
と正義」というテーマでシンポジウムをやった経験があります。又、3,4
年前に「法と社会変遷」というテーマで東京大学と東北大学から数名の諸
先生方を招請したこともあります。シンポジウムは大抵討論会と見学旅行
両方合わせて1週間続きますが、人によれば、2,3日位で帰っちゃいます。
今年の夏には、ワシントン大学の法学部と一緒に「法と発展——1988」と
いうテーマのもとで、環境法や、国際貿易法および著作権法などの諸分野
にわたってシンポジウムをやる事になっております。以上研究者間の交流
の強化について、我々自身の経験を御参考のために申し上げます。

最後に、学部学生や大学院学生の交流の強化について言います。これは、
主として留学生問題になりますが、我々の場合だと1番困るのはやっぱり
言語の問題です。例えば日本の学生が我々の大学に最初来た時は、一応簡
単な中国語のテストをし、それに合格すれば講義に出てもよろしい事にな
ります。しかし、それでもなお困難な場合は中国語学校など、専門に中国
語を教えている学校で半年ないし1年間勉強してから講義に来るように勧
めます。現在のところ、台湾大学では、約300名の外国人留学生がいます。
その大多数は学費免除になっております。学校行政の面では、大学と各学
部にそれぞれ1人の外国人留学生顧問を置き、留学生の生活指導に当たら
せていますが、全体としての留学生受入態勢はまだ完全にできておりませ
ん。日本の方は、今、一橋大学の留学生案内をみますと留学生の受入態勢
は我々のそれに較べてずっとよりいいと思います。その意味では、我々自
身で反省しなければならない点が非常に多くありますので、なんとも言え
ません。ただ学費免除と学位取得の点だけについていいです。私自身、昔

一つのアイデアとして御参考になるかどうか分かりませんが、もし、そうしていただければ、日本の法学研究の状況を知るために、大変助かります。

第2番目に研究者の交流の強化について言いますと、それはいろんな形で提携することができると思うんです。まず、学者間の相互訪問、これは今まで我々の大学でしきりにやっている方式です。これには、短期間と長期間の2つの場合があります。外国の大学から教授を招聘する場合は、最短期間を3箇月とし、長期間にわたるときは半年又は1年間を区切って招聘します。いずれの場合にも、学部から大学を通じて国家科学委員会に申請し、来訪の客員教授に旅費と生活費用を支出することができるようになっています。そのほかにも1週間の短期訪問を招請することができますが、費用の支出は国家科学委員会からではなく、別のルートで文部省や外国駐在機関に申請を出します。1週間程度の訪問だとすれば、我々の大学で1回講演をいただいて、せいぜいもういっぺん座談会を開いていただいて、その後は観光という形で1週間を過ごすことができるんです。長期間の場合は半年又は1年間大学で講義することになりますが、これは大学の正式な招聘手続きを通じて行います。今まで我々がやっているのは、例えば姉妹校の関係にある西ベルリン大学、ウィーン大学、ワシントン大学などの所から先生を呼んできます。講義は週に1回、多くて2回、毎回2時間程度ですみませんが、その場合言語の問題があるんです。しかし、これは簡単に解決出来ると思うんです。例えば英語なら、大抵通訳なしでそのままやっちゃうんですけれども、ドイツ語の場合は、ドイツ留学の先生と一緒に joint seminar の形で進めば非常に能率的で、良いと思うんです。今までの経験では、学生の方の反応も大変よく、客員教授との間に深い感情ができて、そちらの大学に行って留学する者もかなり多いようです。大学での講演や講義以外に、もう一つ考えられる方式は、何かのテーマに限って国際シンポジウムを行うことです。我々の学部で今までやってきたシンポジ

らずぐ分るであろう。ごく少数の論文が優れているということは、私も認めているが、一般的に言えば、留学生の論文はそれほど立派な論文ではない。こういった状態の下で、先生方が学位を与えようとするならば、低いレベルの論文であっても学位をやらなければならないようになる。こういった認識を踏まえないと、与えようとしてもなかなか実現できないと思う。失礼しました。

楊 まず、資料面での交流の強化については、先程多くの先生方が仰っているように定期刊行物の交換を通じて行えばいいと思います。我々の大学では、法学部だけで5つ位の定期刊行物を出していますが、何かの形で日本の大学と交換をしています。我々の法学部図書館では、現在のところ、日本から約70種類の定期刊行物を取っていますが、その内たたとえば「ジュリスト」とか、「法学セミナー」とか、「法律時報」など、あわせて28種類の法学雑誌は、台北の日本書専門店で購入し、その他は定期刊行物の交換を通じて取ってあります。次に単行本ですけれども、これは全部購入です。法律関係の書籍は、ドイツ語の方が圧倒的に多いが、これは日本の書籍をわざと、discriminate した訳ではなく、ドイツ留学の同僚が多いためです。大体、日本の書籍は私が注文をしますから分野が限られています。私は大学の図書館長と法律学系の主任を10年位やっているものですから、その点に不満があれば私の責任になります。昨日の晩餐会で平野先生が江草財団基金から大体年間500万円位の利息が出て、それをなにかの方式でアジア諸国のための国際交流に使いたいと仰り、これを聞いて非常に嬉しく思ったんですが、今一つの考えとしまして、例えば、ドイツのDeutsche Forschungs-Gemeinschaftとか、あるいはAsian Foundationなどがやっているように、日本で出している法律関係の書籍の新刊リストをアジア諸国の主な大学に配り、一定の金額内でどういう書物が欲しいかと言うことを一応聞いたうえ、送っていただければ大変有難いと思います。それが

ある。そうすると、現状がかなり改善されるかもしれない。

もう一つのことは、語学の問題である。台湾の場合は日本語の教育をちゃんとやっているが、しかし人々はいくら教育を受けても精々読める程度にとどまり、喋れない。私の場合もそうであった。それで、福田雅章先生のところにやってきて、色々な日本人学生と交流することができた。そうすると、急に日本語が喋れるようになった。言葉の問題はレッスンの問題でなく、日本語教育の問題でもない。人間同士の交流を通じて語学の勉強をやっていくわけであるので、言葉の問題を解決するために交流が大切である。勿論、問題となるのは、どのような人間関係に基づいて交流すべきかということであろう。人間関係というと、相互の理解と尊重が二つの要素をなすのではないかと思う。例えば、私の場合は民間奨学会から月10万円を貰っているが、しかし一人で生活しているのではなくて、家内も一緒に日本に滞在している。それでも半額の授業料を払わなければならない。本学は免除の基準として、民間の奨学金を貰っている以上、生活の状態と関係なしに半額の免除しかやらないという方針をとっているようである。もし免除のことは恩恵だから学校側が恣意的に決めることができるというなら、話は別になるが、そうでない限り、留学生の納得できる基準をはっきりする必要があるのであろう。現行の基準には問題があると思う。つまり、私は納得しない訳である。こういった納得できない状態のままでは、2年後私はどのような気持で日本を去ることになるのかは、想像がつくであろう。慶応大学のある教授は、アンケート調査を行なった。未公開のものであるが、その調査結果によると、5年以上日本に滞在した留学生は80パーセント以上反日感情を持って帰国したそうである。このような現実を見ないで、色々な交流を考案し実施しても役立たないと思う。

最後は学位の問題にちょっと触れたい。留学生のレベルが低いということとは認めざるを得ない事実である。本学図書館3号館の2階に行って見た

っています。それから、こういうことを申していいか分かりませんが、国際交流基金が先程聞きましたけれど非常に少ないんですね。ドイツとかイギリスに比べて、十分の一にしかならないっていうことは、驚きました。日本の経済力はものすごく大きいのに、どうしてこんなに少ないのか。もう少し増やしてから、アジアの諸国と盛んに交流が出来ればいいんじゃないかと思っています。

司会 李君、いろいろな日本での留学の経験をふまえて御発言して頂けないでしょうか。

李 李と申します。台湾からの留学生です。数十年前台湾は近代化を計ろうと企てて、大勢の留学生が日本にやってきて日本法を通して近代法の原則を勉強してきた。しかし、近年台湾の人々は、日本法が単なる欧米法のコピーにすぎないと感じて、段々日本を離れて行った。台湾では日本法はもう地位がないんだ。台湾の研究者にとって、日本法は実社会に生きている法ではない。論文や著作などを見ても分るように、日本の学者は欧米においてどのような法律があるかを紹介することに主な関心をよせている。こういった文献が台湾に流れ込んで、台湾の人はこれを見て、日本においては日本法というものは存在せず、ただそれは単なる欧米法のコピーだと感じるのも、ごく自然的な反応であろう。そうすると、日本に追い付き追越したいならば、日本へいかないで、直接欧米へ行くのが賢明であるようになる。段々台湾では日本離れの現象が生じてきた。こういったまずい事態を打開する方法は一つしかない。これは台湾の学者と日本の学者にきつい注文をすることになるけれども、やりがいのあることかもしれない。まず日本の学者は日本の特色を表現できる法理論を作って世界に紹介して行く。分野ごとの断片的な理論でなく、システムをなす法体系を作って欲しい。つぎは、台湾の研究者も日本法を単なる欧米法のコピーとみなさないで、ちゃんとした外国法として研究し適当な地位を日本法に与えるべきで

ためになりました。その間いろんなかたのお話を聞いて、べつに私のことではないんですけど、ちょっとお話しさせていただきます。資料の問題が非常に多く問題になりましたけれども、この前時間がありましたので、東京大学の米倉先生にお目にかかった時に、東京大学付属の外国法文献センターを見せてもらいました。その時にドイツやフランスなどヨーロッパやアメリカの国々の文献は非常によく整頓されていましたが、韓国法の文献は非常にみすぼらしいので、どうしてこういうふうにみすぼらしいかと、米倉先生に聞きましたところ、韓国の文献は研究する人もないし、したがって要求する人もないから、このようだということでした。それは、私の方も責任があると思います。韓国の学生が余り留学しないし、それから韓国と日本の法を比較法的に研究する人がなかったので、こういう状態になったのではないかと考えています。それから、早稲田大学の比較法研究所を見せてもらいましたが、そこでも同じ現象を見つけました。一橋大学は明日みせてもらうことになっていますけれども、こういうシンポジウムを契機として、一橋大学でアジア法研究センターというものを作って貰ってはいかがかという考えをもっています。そういうふうになれば、資料面においても相当解決ができるのではないかと思います。一橋大学の文献でも送ってくださいましたら、韓国に帰ってからいろんな大学にアピールして、各々の大学で出している学術雑誌とか法学論文全集などありますから、それを一橋大学に送ってもらいましたら、相当集まるんじゃないかと考えています。私は、韓国に帰ってアピールするつもりです。それから、単行本ですね。単行本は、いろいろな研究所とか大学と交換計画を樹立すれば、韓国の単行本を相当集めることが出来るのじゃないかと考えています。それからもう一つ申し上げたいことは、アジア法研究センターがもし作られたら、それに刺激されて韓国でも日本法研究センターとか研究所とかああいうものが作られる契機になるのじゃないかという考えを持

して、なんらかの役に立ちたいことは先程述べましたが、学位を取った人は、例えば非常に具体的になります、だいたいよいポストにつくことができて、同じ留学生でも、日本から帰る人はそんな機会に恵まれないというか、まあ割合に可能性が少ないですね。そういう差が出るということで、日本に來ている留学生には多少不満が出てくると思います。日本は経済などが非常に発達しているにもかかわらず、こういう面は遅れていると言わざるをえません。欧米ではたくさんの学生に学位を授与するそうですが、ある意味では博士とかが多いということは学術研究のレベルを反映しているとも言えます。当然、必ずしもそうだとはいえませんが、日本では、教育の実際的なレベルが高いし、博士の研究成果をとってみても、必ずしも欧米に留学している人に劣るとは言えないので、文部省がなぜ自信を持って自国の日本人に対してもそうだし、留学生に対してもそうですが、学位、特に博士号をあまり授与しないのかと、私は疑問を感じずにはいられません。だから、この制度について是非とも検討をし直していただきたいと考えます。

最後の一つは、皆さんがまだ指摘していないのですが、寮のことです。ここに書いてある国際交流会館建設というのは、留学生の寮の建設のことですか。

言いたいのは、かつて私は6年間日本人学生と一緒に寮に住んでいました、留学生ばかりの寮では勉強できないと思われることが、そこでは沢山勉強できたとのことです。だから、留学生だけの国際交流会館を作るのだったら問題があるのではないかと思います。日本人の学生も入ったほうが……。

司会 具体的な御意見で良く分かりました。そのへんについては、勝田学部長から学位も含めて御発言いただきます。金先生御発言下さい。

金 韓国の金疇洙です。昨日からいろんなお話を聞きまして、私も非常に

なると、やはりどうしても学位授与の問題に関心を持ってきます。先程も何人かの方がこの問題について言及しました。私は別にこの制度に対して意見などを言うつもりがありませんが、しかし、私たち留学生側からみると、今の制度のままでは、留学生の将来に問題を残すのではないかと思います。昨日の韓国の金先生の御報告の中でも述べられたように、韓国ではやはり欧米に留学しに行く人が多く、日本に来る人は少ないとのことですが、中国でも同じ傾向が見られます。その原因はいろいろありますが、日本で学位をとることが難しいのは一つ大きな原因になっていると思います。中国の場合は、日本に来る留学生は毎年総体的に増えてはいますが、それでも欧米に留学に行く人数よりは少ないです。このような状態が、日本法をアジア諸国に理解してもらう、あるいは普及させることに支障をきたすのではないかと思います。さらに、将来のことを考えると、例えばきょうみたいにアジア諸国の専門家と交流をすることにも影響が出るのでしょうか。だが、これとは別にここで特に述べたいのは我々留学生の将来にかかわる一つの問題です。それは中国人留学生だけの問題かもしれませんが、すなわち、欧米で学位を取るのは日本に比べて比較的容易で、しかし日本では取りにくいがために、国に帰ってから異なる国に行っていた留学生の間になんらかの差が出てくることです。具体的に言いますと、留学生は外国で先進的な文化や技術を学んで、国の近代化に役に立とうと思ってそれから中国に帰るんですが、まあ、もちろんみんなはみんなそう思っているとは限らないんですが、それでもたいていの人はそう思っていると考えていただいてけっこうです。すると、欧米に行っている留学生は学位をとって中国に帰るんですが、日本に來ている私たちはなかなか取れないので、博士課程を終了したとしても学位がないんですから、欧米に行っている留学生とのレベルの差は実質的にどうであれ、少なくとも将来は形の上で今言った差があるんですよね。私たち留学生が自分の修得した知識を国で生か

「国際シンポジウム」

てみればあるということなんです。それで、名前は申し上げるといけないので伏せておきます。そういう名前のプログラムがあります。他にもたくさんあると思いますね。

司会 ここで出てきた問題につきまして、若干補足的に御発言等もあるようでありますので、最初にその辺を扱いたいと思います。まず石原教授お願いします。

石原 本学で所蔵している中国関係の法律雑誌という点で、正確なことを申し上げますと、「法学研究」、それから日本語読みですが「民主与法制」、先ほど申されました「民主と法制」だと思いますが、それと、「法制日報」という3点が本学に所蔵されています。その点の御報告を申し上げます。それともう1点、参加されました諸国の皆様方で、もし、雑誌の交換という要望がありますれば、本学で発行しております「法学研究」と、それから「Hitotsubashi Journal of Law and Politics」という二つの雑誌がありますが、この2点につきましては交換の要望に応じられるよう検討する余地があると言う点を、簡単ながら補足させていただきます。以上です。

司会 中国の方から御発言がありましたように、その続きということで鐘さん何か御発言ありませんか。学部から一橋にはいっておられて、現在大学院にいますけれども、いかがでしょうか。

鐘 鐘と申します。中国からきている留学生で、今は石原教授のゼミに所属しており、商法および国際取引法を専攻しております。ここでいくつかの点について意見を述べさせていただきたいと思います。まず留学生の受入れ体制についてですが、一橋大学では学部の場合と大学院の場合と共に外国人留学生のための特別選考制度が設けてあります。この制度は受入れ制度としてたいへんよいもので、他の学校に比べても進んでいるものだと思います。勝手ながら私はここで留学生一同を代表して感謝の意を表したいと思います。さて、私の場合は今年で博士課程1年になりました。そう

「国際シンポジウム」

すので、かなり正確を期して翻訳をしていただいたわけです。日本法、あるいは日本語、日本の法律用語これを勉強するということは、翻訳をするというのが一つの近道だと私は思うのです。私も外国法を勉強する場合に日本語に翻訳をしています。かなり、たくさん翻訳を出しておりますけれども、それは外国法を知るうえで一番正確に知ることが出来ると考えております。その意味では二人とも翻訳をされてから非常に日本語の文章が上手になりました。この修士論文、先程提出されたんですけれども、非常に素晴らしい日本語でございまして審査員一同驚嘆をした次第でございます。これもですね、ただ問題はせっかく、翻訳してくれましたので、なんとか出版したいと私も大分日本の出版社にもかけあい、また、日中友好協会などにも、申し入れたのでありますけれども、これは完全に駄目でございました。と言いますのはですね、非常に単価が高くつく。そのために向こうの国にもっていきましてもとても買う人がないということが一つと、それから販売のルートがわからない。どのように契約していいのかよくわからない。そんな点が隘路になっていたようです。翻訳の完成は2年前にされたんですけれども、その後両君の大変な御努力によりまして、このたび中国人民大学の出版協会から出版していただくことになりました。私も大変嬉しく光栄に存じている次第でございます。

司会 どうも有り難うございました。余り長くならないようにお願いします。

浜場 あの、やはり日本のものを東南アジア地域の国語で翻訳するということですね。もう一つは向こうのものをこちらで出すということ。これにある財団ですね、隣人をよく知ろうというプログラムがありまして、そこで出版助成を行っております。それでむこう向けとこちら向けと、それぞれ2,500万ばかりの助成金が出るようになっていきますね。それを申請して通るかどうかわかりませんが、とにかくそういう類のプログラムを探し

そういう意味で、もし今日集まって頂いた各地域の先生方もお力添えをして下さるなら、我々の仕事もやり易くなる、こういう意味で、こちらからも御協力をお願いしたいと思います。例えば、日本に是非来たいのだ、という要求を我々につきつけて頂ければ、我々もそれを持って、これだけ要求がある、だから何とかしなきゃいけない、何とかしてくれと言いやすい訳です。一般的な形で我々はこうやりたい、何とかしてください、このように言いましても実現は難しい。一般的な可能性ではなく、具体的に明確に要求を提示して頂く、そういう形で、我々の仕事に対して御協力を是非賜りたいと思います。基本的には、おっしゃったことに賛成です。

司会 はい、どうも有り難うございました。休憩の前にもう一つだけ先程周君と楊君が出した、発表の機会の様な問題だろうと思うんですけども、中国語に訳したものを日本で出版して出すのは非常に難しいのではないかなと思うんですね。そうすると中国の方でその需要に応じて出版できれば一番良いわけで、先程の話では北京大学の出版会だったか、中国人民大学ですね、協会からということで、先程周君の話を聞いた時にはこれはどうなるんだろうかと思ったんですが、そういう話が出てきて、6ヵ月後ですか、4ヵ月後ですか。ということなんでいい話だと非常に思いました。先程も一橋大学の方から出したので、発表の機会の問題としますと日本の、例えば一橋の年報などでしたら日本語で書いたものでないと出さないということなのか、それとも中国語なり他の国の言葉に訳して出すというのはどうなのかというあたりになって、如何でしょうかね。これから検討するという話になるのかもしれませんが、どうでしょうか。すぐに答えの出る問題ではありませんけれどもそういう事などもあろうかと思います。

南 先程、周君・楊君から翻訳の話が出ました。これは、随分前に私が放送大学で放送のために執筆いたしました教材がございますが、これを共訳してきています。御二人とも行政法の知識については相当なものがありま

から、いかにして友好的に進めるかにも問題がないはずはないのである。

かつての日中学術懇談会が、中国のある大学に図書と雑誌をご寄贈にやったことがあるが、非常に助かった。充分にこれらの寄贈品の役割を生かして、研究には役立つように頑張っている。

もっとも重要なのは、研究の需要に応じて物を教えることである。即ち、研究の目の迫っている需要もあれば、未来に欠いてはならない需要もあるが、眼前の需要を主とするべきであろうと思う。

このほかに、お互に法学教育と普及に関する経験や、業績を交流することも大切なことと思っている。

国と国の体制は違っているけれども、法学を研究する学者たちの心は一緒である。今度、日本、一橋大学のおかげで、アジア各国の法学専門家、教授、学者が一堂に集って、こんなになりっぱな国際シンポジウムとして交流を行うことは、よろこばしいと思っており、非常に深淵な歴史的意義をもっている交流の大会だと思っている。今回の大会は、必ず国際法学教育交流の歴史に斬新的な一ページを残すだろうと、私はそう思っている。

これから先は長い。アジアの法学教育を盛んにするために、手に手をとって、力を合せて、頑張っていこうではないかと、私はそう思う。終り。

司会 どうも有り難うございました。後でまとめの方で言おうかと思っているような事も十分頂きました。具体的には教員の交流、養成交流の問題なども出ておりましたけれども、休憩の前に舩場教授の方が担当された事なので、今の董先生の御話を伺ってどんな感想をおもちかを一言御発言頂きたいと思います。

舩場 御話を伺いまして全くその通りだとおもいます。何をすべきかという事は既に判っている。何をすべきかではなくて、如何にやるかということだけだ、こう思います。しかも、それを近い未来にどう実現していくか、このことだけが問題です。その中には私達だけでは出来ない事もある。

補ってほしいと思う。

一、外国人客員教授、助教授の招聘のことについてであるが、日本法を研究している教授、助教授には、日本へ研究に行く、あるいは教授をする機会を与え、仕事をしながら研究をさせ、深く研究をする目的を果させるようにしてほしいのである。招聘期間は、あまり短くしないで、6ヵ月以上あるいは3年以下にして、待遇は専任教授より低くてもよい。

二、外国人客員研究者の受け入れについてであるが、外国で日本法を研究する講師あるいは助教授、教授を受け入れて、彼等に日本法を研究する機会を与えてほしい。期間は、6ヵ月以上1年以下にすればよいと思う。しかし、必要のあるときは、延長してもかまわない。待遇は招聘研究者の半分であってもよろしい。とにかく生活上、研究上困難を発生させないことを最低の標準とする。

仕事にさしせまり、必要な者を満足させる事ができるように、必要に応じ、各大学の人数的制限は、年々適当に、人数的には増やしてほしい。大学レベルの留学生の制限は相対的に削減してもよい。しかも、専攻する専門科目は国内の授業に応じて考慮しなければならない。姉妹校という形式も必要であるが、ただし、効果の事を考えるべきである。外国法を専攻としている、特に日本法を研究している機関は、日本の大学も果すべき貢献をなすべきである。

日本の法学者が我が国に來られて、講義をなされることも歓迎されていることである。このような交流の形式は、発展させ強めさせなければならず、今後、日本の関係学術団体と、大学からは、計画的に順次さまざまな講義をなさる方を派遣するよう希望している。あるいは専門課程について、系統的に講義をし、あるいは一つの科目の課程を担当していただければ、さらに歓迎されるであろうと、私はそう思う。

資料の交流は必要であるが、しかし資料といえばその範囲はとても広い

解決しなければなりません。

中国は今、発展途上国であるから、いくら早いうちに解決しようと思っても、財力が許してくれない。昨日も話したように出版してくれない。財政の関係があるから。中国と日本は、歴史上にも文化的にも切っても切れない関係をもっていて、同時代的に隣り合っている隣国であり、中国の現在の法律は日本の法律に参考になるところが多いから、日本に学ばなければなりません。その状況はずっと前から、中国の法律は日本に学んだと。こういうことは、私は覚えている。

中国の法学教育と法学研究は、今、再建期にたち、各州の法と及び形式を通じて、その発展をうながすことが必要です。国家的に、国と国との交流、民間交流の他に、日本の大学は、中日法律学の交流あるいは現状方面においてもさらに大きな働きを果すべきではないかと、私はそう思っている。何よりもまず、人の交流の問題であるが、今までは留學生の形式、短期研修の形式、訪問学者の形式をとり、しかも業績がおさめられたのである。

しかし、もう一方、深く改善を加えたら良いのではないかと、私は思っている。私の知っているところによれば、研究教師の中では専門知識の基礎が、あまり高くなく、日本語のだめなものは、少なくなく、そして、日本で法律を学ぶためではなく、日本語を学習するための者もいないとはいえないのである。将来性のある者で選ばなかった者は、少なくない。もっと不思議なことであるが、日本法を教授している、教授し研究している者、あるいは特にそれをしようとする者が訪日できず、その代わりに日本法と直接の関係のない人が、学習あるいは研修のチャンスを獲得し、特に帰国してから、日本で学んだことをぜんぜん用いないことは現実なのである。

日本の各大学も国際交流のための法学者の提携、国家間の交流の不足を

何故、社会科学、人文科学では、そういう形にならないのか。制度的には何の障害もないのですが、これは、むしろ我々の意識の問題でして、難しい問題があると思います。私は個人的には、日本人学生、外国人学生を問わず、もう少し積極的に出してもよいのではと思います。しかし、それは将来の事ですから、むしろ大学院の研究科長の立場にある勝田教授から、ご発言をいただいた方がよいのかもしれません。

司会 どうもありがとうございました。それでは董先生、どうぞ。

董 一番に重要なことは、教員の養成の問題です。教員をもし養成しないと、授業ができない。それは当然の事です。教員の養成の為には実感を得られないと、日本の法にしても中国の法にしても、わからない。だから、今、うちの大学で日本法と関係のある授業を担当している教員は、日本へ留学にも行ったこともないし、日本の生きている資料を耳で聞いたこともないし、目で確認したこともないから、自分で説明した講義は、まるで机上の空論のようであると痛感するよりほかはない。留学はいろんな制限があるから、しかたがない。私は中国政法大学の外国法研究所の所長として、留学ができなければ、それでは日本の駐在の日本商社に派遣して、あそこで体験をさせました。例えば、今年北京駐在の住友商事に一人、丸紅コンスに一人の2人を派遣しました。これも青年の養成のためしかたがないから、派遣してもよいと思います。私はこういう方法をとりました。

ある先生がこう言いました。自分の授業は日本の法学と関係がある。ですから、自分達は どうして思うとおりに日本法学を説明できないか。手元にある資料はどうしてこんなに乏しいか。あるいは どうして一年でもよいから日本に研修に行けないのだろうか、情けなく思っている。資料を豊かにしたり、教員のレベルを向上させたり、中国の日本法学研究の雰囲気盛んにしたりすることは、焦眉の急になっている。これは私の言葉ではなくて、ほかの先生の言葉です。これらの問題を解決するのは難しいが、

本語のできる方、実務に携わっている方、教鞭をとっている方に校正をしていただいたらすごありがたいと思います。

資料について、学位の基準について、共同翻訳の事について話しました。
司会 どうもありがとうございました。翻訳の問題は後で詳しく出てくるかもしれませんが、一橋大学の方でも学位については、どうしていったらよいのか議論をしていますし、その基準といっても、なかなかここまでと言にくいかもしれませんが、村井教授、伊藤教授の名前も出ましたので、いかがでしょうか。

村井 学位の問題は、後で、伊藤教授が詳しいので話をしてもらうことにして、一般的基準としては、「研究者として自立しうる能力」ということしかありません。「研究者として自立しうる能力」ということですから、一応の論文であるなら、本来なら学位を授与されるものなのでしょうが、このあたりの運用が必ずしもそうっていない所に問題があるので、その運用を見直すべきであるというのが、法学部で議論しているところなのです。この他に、特別な基準は、公式の形であるわけではない。従って、まさに運用の問題で、これから伊藤教授に補充してもらうとよろしいのですが、国立大学協会においてもその点を、制度の本旨に従って運用するように要望したい、という要望をだしております。そういう趣旨で、法学部でも検討する必要があるということです。

伊藤 今、村井教授が説明申し上げたとおりですが、研究者として自立しうる能力があれば、博士の学位がだせるというのは、昭和49年の学位規則の改正によるものです。戦前は、正確には覚えていませんが、「学問の蘊奥をきわめた」人に、戦後は、「研究を指導する能力を有する」人に学位をだすという規則になっていたのですが、それでは困るということで、昭和49年に規則をかえた次第です。午前中、私をご紹介しましたように、自然科学の方ではこの新しい基準にそってやっておられると思うのです。

次に、先程、村井先生と伊藤先生とが説明されましたが、学位の現状は非常に厳しいです。これは外国人の留学生だけでなく、日本人の方も一橋大学では、特に、そういう現状ですが、学位が得られないということは、ちょっと……困ります。そういう現状は、おそらく改善することは出来ると思いますが、そのような具体的な基準はどうでしょうか。説明していただければ幸いです。

三番目の問題は、私は周君と共に南先生の本の共訳者ですが、共同翻訳のことで。昨日の先生方の御報告を聞かせていただいて、中国では誤訳がひどいと思います。今日も先生もおっしゃったように、日本でも同じような誤訳があります。こういうことに留学生として果すべき義務はあると思いますけれど、翻訳には、出版の問題で困難なことがあります。私たちは南先生の日本放送大学の教材としての「国家と法」を「現代日本行政法」という題にして中国語に訳したのです。出版についてはいろいろ困難があって、一昨年に、終って一年経ちましたが、やっと幸いに早稲田大学に講演訪問に来られた中国人民大学教授董成美先生のおかげで、中国人民大学出版社で出版してくれるそうです。たぶん四カ月後には本は出るでしょう。非常にありがたくは思いますが、こういう出版状況を考えて見れば、やはりこれから問題ではないでしょうか。また、誤訳を克服するには、留学生だけの問題だけではなくて、留学生は長い間日本で勉強していますから日本の事は知っていますが、特に中国の場合においては、法学については新しい分野が多く、新しい語彙も多いのですが、留学生には、向うではどう言うのか、むづかしいです。こう言うことは、正しく訳す事は出来ても、向うなりに訳すのはちょっと問題があります。私たちの場合は、董先生を通して、中国人民大学の日本法の担当の方、韓大元先生に校正して貰いましたが、こういうやり方が望ましいと思います。そういうことで、提案ですが、共同翻訳の場合は、留学生がこちらで翻訳して、向うの中国人で日

いただきましたが、むしろこれまでの反省に立って、これからわれわれとしても頑張っていくという意味を含めてやっていきますので、またいろいろお教えいただきたいと思います。それでは、次に楊君どうぞ。

楊建順 楊建順と申します。今年で留学生生活は7年目に入りました。いろいろ申し上げたいこともあります。ここでは3つの問題にしぼって申し上げます。一つの問題としては、さっき喜多先生もおっしゃったように、資料の問題ですけれども、資料の交換ではなくて、資料の公開の問題です。中国では、本を発行する場合、しばしば内部発行という印がつけられるのです。前には内部発行という意味はよくわからなかったのですが、私の研究は中国と日本の公務員法制度に関する法的比較研究ですから、日本で生活して研究しているうちに、中国から資料が必要になります。そうすると日本では、先程、皆さんが議論なされたように、資料が不十分であるからどうすればよいかという、友達に頼むしかないので。友達に頼んで資料を送って貰うことができればよいけれども、内部発行の印が付いているから、郵便局で全部調べられ、外国に持ち出すことが出来ない。国内での公開資料は、やはり日本のように、どの国にでも研究のために持ち出せるように、制度的に改善すべきではないかと思います。こういうことは、私だけの研究でなく、日本人の中国問題についての研究者も同様で、その人達の話によると、内部発行の本は、ぜんぜん持ち出せません。わざわざ中国に資料収集のために留学しましても、何にも収集できなくて帰る訳です。そうすると中国問題を研究なされる方は、仕様がなくて、中国に留学しないで、第三国、例えばイギリスとかアメリカとかの国に中国文献センターとかいうのがあって、そこで資料収集しようということになるのです。私は、中国人としてそれを聞いて本当に悲しいなと思います。それは中国の国内状況でありますからどうにか改善されれば幸いだと思います。これは資料の公開の問題についてです。

「国際シンポジウム」

学術論文ものっている。私も行って初めてわかったのですが、これは崔先生のような方がおられて、大学間交流、学部間交流で手配してくだされば問題はないのですが、私の体験では、私が勤めた時、正規の教員になったのですから、あちらから月給を貰っていたんで、その時に西北政法学院の学報を特に要求したら副学長さんが下さったのです。けれども、これが、帰国に際して没収されたのです。没収をどこでされたかという、私はスーファープ（司法部）の教員ですから、スーファープで没収したわけです。司法部で没収しないとおそらく税関で没収され、あるいは郵便局で没収されるのです。私が不思議に思ったのは、何故、学者でも無い郵便局員が、私の持物を全部調べて、これはよろしい、これは持出禁止の物、と振り分けるのか。不思議に思って聞いたのですが、言わないのです。私なりの想像ですが、巻末に定価が有るのか無いのかで振り分けている。そうでしょう。そうすると定価が有るということは、その本が新華書店に並ぶということで、並ぶ前の本は国外に持ち出してはならぬ。それぞれのお国の事情とは思いますが、中国政法大学学報という本は、中国政法大学学報編集部という所から、定価付で出ていますので、これはちゃんといただてきました。しかし、一般の学報は自由に持ち出し出来ないようになっていようでして、やっぱり資本主義国とは違うなあという実感を深めて帰ってきた次第でございます。何かその辺について特別の配慮をいただければ、資料の収集という点については有難いと思います。それが、こちら側からの交換という形ですれば、すぐ出来るものかどうか。その辺の所も一概に言えないように思ったものですから、その事も付け加えさせていただければと思います。あまり長くなるので、このへんで終わることにいたします。

司会 どうもありがとうございました。具体的なお話をいただきましたのでよくわかりました。こういう題で、麗麗しくやっているという御批判を

和漢書というふうにしますと、わかんなくなるわけです。ですから、国立国会図書館のシステムは、専門別に憲法とか民法とかに分れて、それぞれ最後の方に外国法というのがあって、そこに突っ込むのです。こういう突っ込み方をしますと、中国法を調べたいときに困る。つまり、日本についてジャパノロジーという学問があったように、中国について中国憲法とか中国民法とか細分化しないで、かりに専門が細分化しましても関連の中国法という問題意識を持ってアプローチ、接近する訳ですから、本が中国法としてまとまっていなくてはいけないのです。それを分野別に分けてしまうと、社会主義法と資本主義法とは違ふし、また、中国商法というのがあるかという、無いようでして、かりにあってどこに入れるのかという、まだ考えてないという有様でありまして、いかに文化のギャップがあることか、それを和漢書といってごまかしている。そういう言い方は、いいかげんに止めたほうがよいと思う。

私は、こういうことを考えているのですが、今、どこの大学でも生残り作戦をかけまして、例えば、新学部構想というのがあります。うちでも国際関係学部というものを作るのですが、そうすると、図書館にそれに見合う体系を作る必要があるということで、いわゆる地域研究のための特別なコーナーではなくて、特別なオープンスタックにした部屋を造って、そこに中国法とか、韓国法とか、インドネシア法とかを並べれば、そこに行くとアジアの研究が出来るという状況を設定することが大事だと思うのです。そういうことにするのが、私の提言の一つであります。一橋大学図書館がそうなさるかどうかはわかりません。うちではもう5年計画をたてまして学内再建設ということで、図書館の新館の建設、これは私の仕事なのですが、もう既に取りかかっているのです。

もう一つ付け加えますが、6つある中国の雑誌ですが、先程、崔先生のお話では、中国の各地方の大学に学報というのがあって、そこには法律の

しまして、はたして日本はこれに匹敵するだけの関心を中国に対してはらっているのか、と反省させられました。先程、資料の面で、私の後継者石原全教授が悲しい声をはりあげて説明したように、何にもないじゃないですか…。これだけの学者さんを集めて、麗麗しくあのような題を掲げてシンポジウムを行うことは、いったいいかがなものかと思う次第でして、私は、名誉教授ですから不名誉になることも言いますが、これは間違っている！まさに一方通行でして、中華人民共和国の側はそれなりのことをやっているのです。

本の購入の事に移りますが、先程、崔先生は交換という形で入手できるのでは、ということですが、初日の董先生のお話にもございましたように、中国ではスタンダードな雑誌が5冊、いや6冊ありまして、私も教わって帰ってきました。私の勤める亜細亜大学では、まだいっきにそろえられないが、私が図書館長に就任していきなり130冊の本を購入したわけです。130冊と聞くと大変なことと思われそうですが、中国の本は、ヨーロッパの本を買うのに比べますと、やはり安うございます。ただ、安さが私が漠然と予想していたのとはかなり違いまして、紀伊國屋を通じて買ったのですが、中華人民共和国がこのようなことをやっているのか、あるいは中間搾取で日本の取次店がやっているのかどうかわかりませんが、中国の本は海外にひとたび出ますと売り先のregion、地域によりまして値段がかなり違うのです。つまり、台湾に売の場合と、日本に売の場合と違うのです。日本に売の時は、かなり吊り上げて売ってくる。非常に売り方がお上手なのです。そういう仕組みになっていることは初めてわかったのですが、それにしてもたいしたお金ではなかったと記憶しております。ですから、これをそろえることは、そんなに至難ではなく、毎年少しずつ買っていけばよい。うちですら毎年百何十冊かは買うわけです。そして、これを購入するに至った動機は、最初の話と関係あるのですが、図書館に中国の本を収めるときに、

というのは図書の集合体であるという風に、欧米では言われている。そこを見せないのはまだオープン、開放ではない。」と言いまして、だいぶひどい言葉を使いましたが、礼儀に反するとまで申し上げましたところ、会議にかけると云うことで、一週間位して、白先生がやってきて「ご案内いたします」という事になり、白先生に案内していただきました。

最初に感じたことは、あちらではちょうど日本が中国の本を和漢書と言って両者こみにしているのと違って、日本の本は、外国書として別個ひとまとめにしているのです。これが正しい日本法の取扱いかたでありまして、中国から見れば、日本法は当然に外国法なのであります。ところが、日本人は漢字で書いてあるのはみな自分の中に入れようとしてしまいます。あそこの大学の図書はそんなに充実していないということですが、それでも30万冊の蔵書を持っていました。これは、私のいる亜細亜大学の図書の数とほとんど同じであります。外国書の箇所を拝見したのでありますが、ソビエト、フランス、ドイツ、イタリアの本もありまして、そういう外国書とほぼ匹敵する数の日本の法律書がございました。これほど日本の法律書を集めていたのかと、感心いたしました。私がいたその大学では日本語を喋る人は一人も居なく、学生にたった一人いましたが、先生方には、一人もおられないわけでした。それでもそれだけの日本の本を先程高価だと申しましたが、おそらく相当苦勞して集められたのだと思った次第でございます。数にして日本の法律書は500冊位ございました。その中に、昨日御報告いただいた台湾の楊先生のお話にございましたように、本学創設期の最初の商法担当者志田鉦太郎先生の本が古色蒼然とならんでいるのを見たときは、本当に感激いたしました。やはり、清国商法典の起草者としての跡形がそこにあるなど。そういう古い本だけでなく、最近の本もございまして、一橋大学の田中誠二先生の教科書が二冊ございましたし、やはり現代日本法についても、それなりの関心があるのだということを拝見いた

ら考えていなかったのに、今度、日本法を外国法として教育するという立場にいやおうなしに立たされているんだといたしますと、ここでもほど考え方をしっかりしないといけないんだと思った次第でございます。具体案としては、たとえば日中法律専門の通訳を養成する必要がある。これは私から北京の政府筋に進言してきましたが、日本側でも配慮すべきでしょう。

あまり問題を広げてはいけませんので、最初に提案された資料の点にできるだけ絞りたいと思います。私のいささかの在中体験をふまえて申し上げたいことは、先程、久保教授がおっしゃった和漢書という言い方についてです。これは、どうも徳川時代からそういう言葉が行われていたんだと思います。私は、定年後亜細亜大学で第二の人生を送っておりまして、図らずも図書館長を拝命しているわけですが、やはりここでも図書館の図書の分類が和漢書、洋書となっているのです。一橋大学でも英文の案内書があり、和漢書 Japanese and Chinese と書いてあります。何故、Japanese and Chinese で、あとは全部 Foreign なのか、China は Foreign Country でないのか、という疑問を感じるのですが、和漢という言葉はもういいかげんに止めた方がいいと思うのに、これは、国会図書館の分類からしてそうなっているようでして。全国図書館連盟でもそういうシステムをとっているのです。図書館は今コンピュータライゼーションに向っているわけですが、この動向を考えますと、システムそのものが問題でないか。もう図書館の体系が徳川時代的な旧さと言っても過言ではないわけです。

私が、中国で勤めていたところは西北政法学院でして、最初、図書館をみたいと申しましたら、言下に通訳が、「だめです、不行!」と断った。何故だめかというとはっきり言ってしまいますが、「文革の時に紅衛兵が荒して図書を焼いた。とても外国からお招きしたお客さんにお見せする状態にない。」というのが最初の言分でしたが、私はそれはそれとして、「外国からお客さんを招いたのであるならば、考えていただきたい。大学

それから手の部分の、いわゆる専門用語や専門書にでてくるような文法事項は説明できるかも知れません。ただ最後の部分は、どう言えばいいんでしょうか結局、できるだけ専門教官の中から第二の藤野先生、第三の藤野先生——魯迅の日本語を添削をして非常に影響を与えたという——その先生が何人も出てくるしかないんじゃないかと私は思っているんです。ちょっと脱線して、脱線というか余計なことをしゃべりましたけれども、だいたい日本語教育とは何かと言われた場合にその4つの段階があるということを一応ご紹介したくて、話が長くなりました。

司会 どうもありがとうございます。

いろいろ言葉の問題も含めて出てきておりますが、他の問題でまた発言もあらうかと思いますが、喜多先生……。

喜多 ただいま松岡先生の御経験にもとづいた切実なお話を承わりまして、日本語というものは、日本人によって使われるときはなんの苦もない感じを抱いておりますけれども、これが外国語として教えられている、という事実を案外日本人は深刻に受け止めていないんじゃないかと思うのであります。私は、一橋大学ではなくて、ほかの大学で外国法を担当したことがございまして、そのときに早川武夫さんらのお書きになった「外国法の常識」という本を拝見しましたところ、序文に外国法を学ぶのは外国語を学ぶより難しい、とお述べてになっておられました。ただいま外国語としての日本語を教えることがいかにむずかしいかということを拝聴したわけですが、日本法をアジア諸国で研究し教育するというのは、明らかにこれは外国法として日本法を研究し教育する、という事情にあるものだと思うわけであります。こういうことを申しますのは、私自身、近年、中華人民共和国に招かれまして、本日ご出席の白先生のみごとな通訳によって、ある程度の成果をあげたつもりでございしますが、外国法として日本法を教えるという初体験をしたからでございします。我々は、外国法としての日本語す

野，専門課程に入ってからのもので，大学院の例で言いますと，まだ足の部分も十分でない，それから胴体の部分もまだ十分でないのに専門講義のゼミに出たりしなければいけないということです。3つの問題がいちどきに学生の負担になってくるわけですが，その手の部分を専門教育への橋渡しと考えますと，これをどうするかで実は一番悩んでいるんです。私はできるだけそれを解決しようと思ひまして，学生の持っている専門の教科書の中の文型を抜いてまとめて教えたりするんですが，これだけではだめです。それで，せっかくの機会ですから私の要望を申しあげますと，専門教官の先生方に何か指定図書とかスタンダードな教科書を推薦していただいてそれを読ませていただきたいということです。それは，学生はまだ語彙とか，とくに特別な専門語彙は入っていませんから，それをまずそういうことを手始めにやってもらふということが必要じゃないかと思うんですね。

それから第4番目の頭の部分というのは，これは実は日本語教師では手に負えない部分なんですね。具体的なことをいいますと，たとえば私のところにも毎週のごとくレポートを書いてちょっと見てくださいと持って来る経済学部の子がいますが，このレポートは私には歯がたちません。日本語の文法の問題だけではないんですね。内容がわかってないとやっぱり直せないんですね。そして私が非常にショックだったのは，彼が同時にチューターが直してくれたというのを一緒に持ってきてくれました。見事に直されているんです。そうするとやはり，内容を知った人間というのは実に簡単に直して行くんだなあということがわかりました。で，私はこれはもうやはり，頭の部分はこれは私の——日本語教師の——分野ではないということをはっきり悟りまして，チューターなり，または指導教官の方をお願いなさいと言ひました。で，これも一つの要望ですが，日本語教師ができるのは足の部分，胴体の部分の半分ぐらいはできるかも知れません。

留学生教育における日本語教育、それをできるだけ一橋大学に絞って簡単に話してみたいと思うのですが、一橋に来る留学生、学部生及び大学院生の日本語能力ということで考えてみますと、4つの段階ぐらに分かれると思うんですね。入る前に少なくとも大学院生であれば6ヶ月、学部生であれば1年以上の教育を受けて入ります。それが一番普通の形なんですが、それ以外の形もいくつかあります、語学ができるので直接に入るという場合などです。で、入ってから語学、日本語教育がどう行なわれているかと言いますと、6ヶ月または1年程度でもまだ不十分なところがあるので、そういう人たちに対してはまず足腰を鍛えてもらいます。ちょっとイメージをつかんでいただくために、まず体にたとえて、足、胴体、手、及び頭とに分けて考えますと、いわゆる日本語教育と言うのは足に当たる部分、つまり自力で生活ができ同時に勉学もやっていけるというところまで鍛えるのが日本語教育の役目で私が主にそれをやっているわけです。それが不十分なままで入る人もいないわけではないので、その人のための日本語教育というのもやはり大学の中で行なわれております。

それから次の胴体に当たる部分というのは何を指すかと言いますと、これは日本人であれば中学校高等学校を通じて当然に入っている常識となっている事柄、つまり日本の歴史であるとか地理・社会ということについてやはり外国の方は知らないのです、そのことをやはり手っとり早く教えなければいけない。これは日本語教育ではずいぶん放って置かれた分野なんですけれども、やはり日本語教育の一分野ではないかということで、一般日本事情とか、あるいは私が前に居りました東京外国語大学では教材開発センターというのができてそこでそういう教材を作り始めており、ここでも少し進歩が見えてまいりました。けれどもこれに当たる部分が、まだ留学生の場合足りない場合があるから一橋でも教えなければいけない。

それから手の部分というのは何かと言いますと、これは留学生が専門分

けれども、なかなか今のままの制度では、インドネシア人というのは漢字系の言葉を持ってないわけですから日本語を勉強するのは非常に苦しいんですよ。その点でも何か特別なやり方があるんじゃないかと思っております。最近では日本の側はいろんな丁寧なことをやるわけです。例えばいろんな奨学金を留学生に与えるということです。しかし、奨学金を得るための試験なんです、インドネシア人はあの試験でもう失敗という形です。なぜかといえば、日本語の能力が少し弱いということなんです。もしこのような制度を続ければインドネシアからの留学生がこれからはなくなっちゃうという私の考えなんです。その点も今度のシンポジウムでですね、先生方に、一つの問題として私たちは非常に言いたいのです。さしあたりこのへんで、もし何かあったら後でまた議論します。

司会 今 SURAJAYA 先生から言葉の問題とか入学の問題等も出しましたが、日本語を一橋大で教えています松岡先生がお見えですので少しお話いただけないでしょうか。

松岡 日本語を担当しております松岡と申します。今のお話に直接のお答になるかどうかわかりませんが、ご指摘のあったように留学生の場合、漢字系と非漢字系で日本語習得においてどうしてもハンディがある、差が出てくるというのは教える立場からもよくわかっていることで、私の場合、非漢字圏の人を何とか引っ張りあげるといえるか、とにかく頑張ってもらおうと、そういう方向に力がいくんですけれども、かといって漢字系の方々に問題がないかという、それなりにまた別の問題があるわけなんです。それで今ちょっとお話の中で、入学等に際して、それから奨学金等の問題でそういうハンディが非漢字系にあるのではないかというようなことでしたけれども、それはできるだけそういうことがないように関係者は努めているのではないかと私自身は理解しているんですけれども。

ご指名があったので少しちょっとお話させていただけますでしょうか。

2 番目にですね、先に議論したように、学位の問題がありまして、学位というのはさっき申したように日本国内全体の問題だということで、留学生だけの問題ではないということです。ここで私の経験から少し述べたいのですが、私は一橋大学の社会学部で6年間留学してあそこで修得論文を終わったんです。単位をとったのに、しかし博士号をとろうと思ったらなかなか難しいですね。こういう問題を解決するために、修得論文をインドネシア語に直して書くことになりました。向こうの大学で博士論文として出したわけなんです。で、審査の時に一橋大学の先生をインドネシア大学へお呼びして、あそこで試験を行なおうということになりました。だから、私はいま博士号ということを考えていますが、日本の人からすると年齢が若いということになりました。しかしなぜ若いかというと特別制度をとったのです。この面でも私の考えでは、これからも解決策を考えなければならぬということなんです。

もうひとつの問題は資料ですか、資料の交換ですね。インドネシアの場合ですと中国と似たような問題になってきましたけれども、つまり値段ですね、雑誌の値段。たとえば円高のおかげで1円は13ルピアということになりました、たとえば百円の雑誌は1,300ルピアですね、非常に高いんです。本でもそうなんです。たとえば、おととい日本語の本を買ったんですけれども1冊は5千円なんです。むこうのルピアになりますと6万5千ルピアなんです。6万5千ルピアというのは私の月給の三分の一になりました、それは大変な問題になります。まあ、そういう面がありまして。

その次、留学生の問題について。今朝資料をいろいろ見せていただいて、何か一橋大で最近はどうどんインドネシア人の留学生が少なくなるという気がしたんですけれども、その点でもこの前、安丸先生——私の元指導教官——に話して、こういう状態はなんですか、原因は？ と言ったら、先生のお答えは「そうですね、入学の試験も厳しい」とおっしゃったんです

「国際シンポジウム」

さないんですね。どの大学がいいかということ、こっちの方も私の大学の状況を知らないので姉妹大学として資格があるかないかということを考えるからでしょう。ただし私の考えでは、姉妹大学じゃなくて学部の間で姉妹の学部の関係を作ることはできるんじゃないかと思います。専門的に一橋大学の法学部と中国のもう一つの大学の学部との間で姉妹関係を結べば、交流ももっと便利になるんじゃないかと私は考えております。まあ簡単に……。

司会 たいへん具体的なお話いただきまして、参考になりましたが、この資料の交換ということではどうでしょう。どなたかご発言……。では、どうぞ。

勝田 勝田でございますが、大学の交流ということにつきましては既にお手元に資料がございまして、一橋大学と他の大学との交流協定の実態・現状はご覧の通りです。現在までの一橋大学の基本的な方針といたしましては大学ごとに交流協定を結ぶという線に来ておりますけれども、昨年だったと記憶しておりますが、本学の一橋大学の商学部とスタンフォードですね、アメリカのスタンフォードの確かビジネス・スクールだったと思いますが、個別的な学部間交流の先例は一つ開かれておりますから、おっしゃったような提案は深く実現の方向にいくであろうというふうに、今の件についての本学の在り方・現状についてちょっとご報告いたしました。

司会 そういう可能性があるということですので、これからも検討します。

それでは SURAJAYA 先生……よろしいですね。

SURAJAYA ありがとうございます。先生の、大学あるいは学部との結びつきについて、その件ですね、最近インドネシア大学の文学部と Leiden にある——オランダの——文学部と結びつきができたということです。その点でたとえばインドネシア大学にも法学部がありますから、一橋と結びつきができればよいと思います。

とかいうのが国としてはちょっと広い面に出て、それから各地方において法学会の方で作った雑誌が5つかありますが、そのほかに各大学に、特に政法学院の系統で中国政法大学とか西南とか西北とか学校の学報というのがあります。それはおもに法律の問題や法学の問題の雑誌ですが、ある学校では1年に2回、ある学校では1年に4回出ているんですが、こういうものはいまこっちで勉強されている、または研究されている人と個人的な連絡でこの学校と資料交換の関係を結べば、お互いに得になると思います。私は実は個人の関係で名古屋大学と私の学校の学報の交換を決めました。それから京都と国連のアジア極東犯罪防止研修所とも交流関係を結んでおります。董先生もいらっしゃいましたけども、個人的な関係で、もし一橋大学でこういう関係を結びたいとすれば私が責任もって連絡します。

そのつぎにですね、資料交換において相手の方でどういう問題を主に研究するかということをお互いに知らないと資料の交換にはちょっとむずかしいんです。だからこの自分の専門と関係ある人と個人的な連絡があれば、自分が研究した結果としての書籍単行本なんかですね、交換ができると思います。もしこうじゃなくて、出版社から出版したものを買ったりお互いにおくったりするのはちょっと難しいんです。特に中国の方で日本の本を購入しようとすれば、中国の本の百倍分になるんですよ。だからこういうものを实际的に解決するには研究する人がお互いで交換すれば、日本の方はまあ高いとかなんとかいうのが考えられないけども相手はそう考えないんですから、こういう関係で専門家の間で研究が進むほど交換がよくできると思いますから、それにしたがって欲望する相手の本の他に何の本もちょっと必要だがと頼めば、交換ができると思いますから。私はこういう実務的にできるところから役立つ考えを多くすればいいと思います。それで、姉妹大学の問題も私は学校に提言したんですが、これはちょっと難しいんです。私の学校の方もどの大学と私を通過して連絡しようという欲望を出

どうなっているか、どういう法律事情になっているかということが疎くなってしまう、そうすると日本で学んだことの知識を基礎にしながら自国の現在の法律状況あるいは学問研究の状況、こういうものを振り返りたいと思いましたが手近に自国の雑誌がない、そういうことでうまくいかない、こういうことが問題の発端の一つだろうと思っております。雑誌を新規購入するについては、外国雑誌はだいたい毎年度10万円の範囲で追加して買えることになっているのですが、やはり1点2万5千円ぐらいですと4点くらいしか新規追加できないというようなことが一つにある。もうひとつは従来日本の伝統だと思えますけれども、図書館の分類が外国雑誌と和漢雑誌というふうになっておりまして、漢語つまり中国語の方は和雑誌・和書と一緒に買えるということで、必ずしも枠がない形で買えることになってきたんです。しかしやはり、厳密に考えますと、欧米諸国の言葉がわれわれにとって外国語であるならば、やはりアジア諸国の言葉も外国語になるわけでありまして、外国雑誌になるのではないか。そうすると今度はそれが分類からはいいのですが、和漢書の分類であると和書と同様に無制限に買えるというようなそういうメリットもあったようなところもあるんで、そのへんもちょっと痛し痒しなるかなと。そんな事情、私も昨年まで図書館委員をしていましたので知っておりますことを申し上げました。

崔 資料の問題に対して私の考えをちょっと述べたいと思いますが、そうですね、国と国との間で公費ですべての中国で出る法律の書籍とか雑誌をみんな購入するというのは、一つの学校では問題が多いと思います。だから私は实际的に解決するにはこういう形でやればいいじゃないかと思うのが提言したい話ですが。

中国でいま全国的に発行している雑誌としては4つか5つくらいあります。たとえば、中国法学会の『中国法学』『法学研究』とか『民主と法制』

生の『行政法』という本を翻訳したことがあります。私たちは日本に来て日本法も勉強して、つまり両方の言葉がわかるわけですから、その辺は非常に有利ではないかと思います。但し、このことについては困難もあります。主には出版の問題ですね。そのへんについてもし各国、日本とあるいは私たち中国は中国の先生あるいは大学の協力を得られたら、非常に意味のあることではないかと思います。以上です。

司会 今、周さんから二つの点について述べられたわけでありますから、まず第一点の資料の問題というのは先ほど石原教授が発言されたわけですが、これは大学の方で雑誌の買い方をどうするのか、今のところ新規購入雑誌というのを毎年今何点ぐらいですかね。図書館委員はどなたでしょうか。説明をお願いします。

南 私、図書館委員をしております。今発言されました周君の指導教官でもございます。実はですね、資料面につきましては和漢書というような項目がありまして、そこで中国関係の図書を購入しているわけでありまして。これは何も中国関係だけではございません。そのほかの外国語関係でもそうなんですけれども、どうしても本を購入するに当たっては、その担当している先生方の関係図書、どうしても読まなければいけない図書に偏りがちなんです。そういうわけで中国関係の先生方もいらっしゃるんですが、どうしてもその先生方の必要とされるような雑誌図書類に限られてくる。反面また、中国法を勉強して研究していらっしゃる先生がいらっしゃるものですから、そういう関係雑誌は入らない。こういうところに、私は原因があるんじゃないかと思います。

司会 どうぞ、では関連して、久保教授をお願いします。

久保 法学部の久保です。経済法、商法専攻です。周君から出された問題ですけれども、こちらへ来られまして5年、6年と居られますと、日本の研究環境の中で勉強が進みます。けれども、自分の出てこられた国が現在

司会（堀部） それではこれから二日目午後の討論のまとめに入りたいと思います。

今日の午前中、すでに御存知のように「現状の改善のために」ということで、まず最初に「アジアにおける法学の交流の意義と必要性」について問題提起と説明がございました。さらに「現状の改善のための具体的な諸方策」について3点にわたって報告を致しました。その第一は「資料面での交流の強化について」であります。第二は「研究者の交流の強化について」、第三は「学部学生・大学院生の交流の強化について」でありました。

問題は多岐にわたっておりますけれども、一つ一つの項目についてご意見なりご質問なりいただくというよりは、全体まとめて意見を述べていただくという方がよろしいかと思しますので、そのようなことで進めて行きたいと思います。

周 法学研究科、行政法を専攻しております周といいます。私は主に二つの点について述べさせていただきたいと思います。

一つは資料面での交流の強化についてですが、一橋大学の総合図書館では中国の雑誌とかあるいは単行本すなわち著書もいろいろ入っていますが、ただその中では法律関係の雑誌あるいは著書はきわめて少ないのが現状なのであります。特に雑誌のような定期刊行物は個々人で購入するのはちょっと困難があります。つまり資金お金のことです。これは大学の図書館の方で揃えていただきたいと思います。

もうひとつは諸先生方のお話の中でも度々出てきましたけれども、つまり言葉の問題であります。特に法学でありますから言葉の正確さが非常に重要な問題でありまして、言葉がわからないと誤解され易いと思います。翻訳にしてもさっき中国からの諸先生もご指摘のあったように、誤りが多いということですね。この問題についてはわれわれ留学生の果たすべき役割もあるのではないかと思います。私が修士に入って、楊君と一緒に南先

みます。だが買った時には既に図書館に登録したので、私が帰国する時には、これらは持って帰れないということです。だからわざわざ大学に来て本を買ったのに、見た後でこちらに残していかなければなりません。私の頭は悪いから覚えられないんです。又資料がないと、帰っても何も話せません。こうなると、ちょっと困ります。これは日本の財政制度の問題ですから、私の個人的希望を述べても仕方のないことなのですが、ただ工・理科とはちょっと違うんです。工・理科では設備とか実験の品とか使いますが、文学とか法学というのはただ本だけですから、困るんですね、他にないんですから。だからこの点を少々検討すれば良いのではないかと思います。なぜこういうことを言うかといえば、研究調査費との兼ね合いで言うのです。研究調査費としては一年間に8万6千円貰いますが、先生方皆さん御存知のように、例えば、私が名古屋・東京間、2泊3日の研究調査旅行をしますと5万から6万円かかります。日本に2年間居りましたが、年8万6千円では、一つか二つの大学しか見学できません。特に研究者としては、裁判所とか刑務所とか弁護士会を訪問したいし、当然自分の刑法学会には必ず参加しなければならないですね。学会は一年一回で、今年は5月に横浜で開かれます。けれども費用が困ります。そこで、特に社会科学を研究する人においては、先に述べた研究費、60万～80万円くらいになりますが、その研究費のうち10万円くらいは本ではなくて研究調査費に使えば、かえて得策ではないかと考えております。

以上費用についての話でした。

前もって用意しなくて突然こういう話をしました。誤りも多くあるかと思いますが失礼しました。

司会 ありがとうございます。

国々によって解釈が違います。特に法律用語というのは、特定の内容をできるだけ短い少ない文字で表しますから、それをはっきり知ろうとすれば、その国の法律の立法解釈とか、一般の学説・解釈をはっきり知らないで、翻訳には誤りができます。昨日董先生も仰ったように、日本の憲法を中国語で翻訳したものにおかしい誤りが多く出ましたが、また逆に、私は日本に来て一年になりますが、この間、日本の先生方が中国の刑法を翻訳したり、論文を書いたのを見ましたが、同じ漢字でも日本で使われている意味で翻訳すると誤りが出ます。何故かといえば、その法律用語の中身が何かということをはっきりさせないで、ただ文字通りに翻訳するから、こういう誤りが出ます。だからこのような交流をもっと広くするためには、字引、法律の字引が必要です。“日中”でもいいし“中日”でもいいですが、ただ中国だけで作るのではなくて、日本の法律学者と中国の法律学者が合同で互いに相談しながら字引を作れば、もっと役立つのではないかと思います。このような仕事は、私が知っているところでは、九州大学の法学部で始められております。九州大学の法学部と北京大学の法学部の間でこういう計画がありますが、ただ一つの大学だけでは大変困難なことではないかと思っています。例えば国際法だけでなら出来るかもしれませんが、法律部門は広いし、数も多いから、法律辞典として作るならば、何十万以上の項目を作らなければなりませんから、ただ一つの学校では足りないと思います。一橋大学の方でも、中国の私の学校とか、他の大学ともっと連絡をとりあって、合同で辞典作りに参加すれば、その法律辞典はもっと早く世に出るのではないかと思います。

以上が翻訳についてです。

次に4番目の問題として、費用の事を話したいと思います。

私は今文部省の方から研究費と研究調査費というのを貰っています。研究費では今はただ本を買うのみです。本を買って、現在は手元に置いて読

個人の問題ですが、後で同じような問題も起こると思います。日本に留学する時は、誰々の指導を受けたいという希望があります。それに誰を自分の指導教官とするということを自分で決めるのですが、日本のこのような定年退官という問題で私の研究期間中に教官が変わるというのは困ります。それで文部省の方ともいろいろ話をしたのです。大塚先生の下で日本の刑法の研究を続けたいので検討してほしいと言ったら、名古屋大学の国際主幹では、その先生の所へ行って勉強することはできる。但し日本の文部省からの私のための研究費は、そちらへは移すことはできない。そう言われると困ります。研究費がないと、特に日本が円高の時だけに、資料は買えないし、見学もできない。経費に困ります。このようなことは私に限ったことではなく、再び起こりうる事だと思います。社会で以前に起きた事件は、起きたその時には偶然の出来事と思っても、それは必然の、特別な状況だと思いますから、又二人、三人こういう事が起こるかも知れないので、こういう話をしました。

これが“身分と研究”に関する第二の問題です。

三番目は翻訳についてです。外国との交流では言語が問題となるんですね。今日も話題になっておりましたが、私は言語そのものの問題は別にしまして、辞書のお話をしようと思います。交流するためには道具が必要です。一人一人が自分で外国法を学んで、相手のものをみんな学ぼうとしたら、これは時間がかかります。精力にも制限がありますから、ちょっと難しいですね。そういう時には何が必要かと言えば、字引が必要です。この道具を利用すれば、相手と会話は出来なくても、文字を通じて、相手の意味する事を判断、翻訳出来ます。それで、良い字引を作ることが問題です。ここでは普通の会話用の字引ではなくて、法律の専門の辞典の作り方に対して、一つの私の考えを述べます。

中国とか韓国とか日本といえ、皆漢字を使います。けれどその漢字が

身分が違くと研究方法も違ってきますから、私のような研究員の受け入れの形も検討したいと思います。そこで私の考えでは、一つとしては合同研究員というものを考えます。現在の私のように、ただこちらに来て、先生の指導の下で全面的に系統的なる講義を受けるだけでは、研究とは言えないと思います。これは日本法の普及のための、普通の一般教育に過ぎないのです。研究者としてきたらば、ある問題に特別の興味を持って、受け入れ側の先生と合同で計画を立て、其にしがたって、資料は、中国の方の資料は私が責任を持ち、日本の法律とか法学の問題の資料は私を受け入れる合同の研究員が提供するというようにし、テーマを作って計画を進め、合同研究をして合同論文を発表する、こういう形でやれば、その研究は学問的には深いレベルに達し、研究者自身もおおいに伸びると思います。私が今日本に来ているのは、国家の方から派遣された形ですが、これは日本と中国の文化協定によって、日本の文部省が私を受け入れるという形です。しかしこういうことではなく、もし個別に大学の間で特別な交流がある時には、特に合同研究をした方がもっといいと思います。それには費用の問題がありますが……。我々の国でも、今、派遣を希望する人が多いと思いますが、財源が困難で人数に制限をしなければならないところまで来ていると思います。学校間で姉妹大学の締結はできないけれど、交流の関係があれば、個別的に要請すれば、合同研究の可能性はあるのではないかと、私は思っております。

以上が“身分と研究”ということの第一の問題です。

次に、これは私に関しての特別な問題ですが、私の元の指導教官は、大塚仁教授です。ですが、私を受け入れて半年後に、定年で退官されました。そこで国立大学校（名古屋大学）は、続けて大塚先生が私を指導するという義務をはたせません。先生は私立大学に転勤しましたから。こうなると引き続いての指導教官は新しい先生にならなければなりません。これは私

「国際シンポジウム」

ば、一つの国が、自分の民族と国の発展に何らかの貢献をしようとすれば、その国の状況に従って、自分の国の発展のために、自分の努力をしないと、外国から認められないと思います。

ところで、今回の会議の趣旨は、アジア諸国における日本の法学と法律の研究と教育に関するシンポジウムです。これは、日本の法律と法学の研究が外国でどうなっているかということを知りたいということです。だが私が考えるには、国際交流というのは、お互いに比較しながら、行くのもあるし来るのもあるんですね。だから相手の国のものを知らないと、自分のものも相手の国に導入されるのは、難しいと思います。そこで、私は、会議の内容をちょっと広くして、お互いに相手の国の法律・法学の研究・教育について交流する、こういうシンポジウムを続けて二回、三回開くことをお願いします。同時に、中国でもこういう会が開かれることを、私は国の方にあてて要求したいと思います。

これが第一に私が受けた印象です。

次にこのテーマに従って、私は日本に来て一年ちょっと過ぎました。白さんと一緒に来たんですが、今年末に帰ります。私の身分としては、中国からは訪問学者で来たんです。日本の受け入れ方は、派遣研究員です。それでこの身分ということですが、日本に来る場合、まず留学生という身分があります。留学生でも法学部の学生と大学院の院生では、勉強の仕方、研究の仕方も違うのですが、これは他にして、外国の方から招いた研究員という身分について私の体験からお話します。外国から招いた研究員を客員教授とするのは、今日話のあった非常勤という形になりますが、そうではなくて、これから話そうとする研究員は今私が来ているポストのことです。この研究員は客員研究員ではなくて、日本の指導教官の下で勉強する学生です。だから合同研究員ではありません。こういう身分を持つならば、必ず指導教官の指導に従って、日本の法律を学ぶという状態になります。

「国際シンポジウム」

えば、夏休みとか、日本のお盆ですか、その時でもいいですね。日本の学者が訪問したら中国のいろいろな法律や政策を理解するための報告を中国側がしたり、日本の先生が日本の法律を中国に対して報告するとか、このような方法を通して交流することができるのではないかと思います。討論をするには言葉の問題があるけれども、とにかく、実際に見る、見てから習う、本を見てから見る、これもまた、重要なことではないかと思います。私、自分が日本に来て、研究しているとは言えないけれども、日本の法律を理解するには本や雑誌を見るだけでは少し難しいです。日本の社会的背景を判らなければ難しいです。だから、この一年半くらい日本に来て体験したのは、どこの社会でも理解しようとするなら、そこへ行って、行ったりに来たり、そこに長くなくても、一週間でも二週間でも滞在して、自然に、肌から感じながら勉強するのがよいと思います。この方法が重要であると思います。私、きょうは、何の準備もしてこなくて、突然に、充分に考えず、お話ししてどうも失礼いたしました。

司会 ありがとうございます。それでは崔先生、突然で申し訳ございませんが、一言。

崔 私は、今、名古屋大学法学部で日本の刑法を勉強している、中国政法大学の崔炳錫と申します。よろしくお願いします。今度一橋大学の国際シンポジウムに参加して、いろいろな面でたくさん勉強しました。大変ありがとうございます。

この会議に参加して、私が印象が深いのは、次のような点であります。

一番始めに、日本の方では、出来るだけ日本の法律と法学を、世界の国に普及しようという欲望が強いと言うことを感じました。このようなことは、一国の国勢によって、国の状況とその国の発展に伴って欲望されると思います。したがって、私としては、こういう会議を中国でも開くことができると思います。こういう自信を私は感じております。何故かと言え

「国際シンポジウム」

のようなのです。つまり、これが、「实事求是」です。現実が実際にそうなら、当人はそれを認めます。もちろん、裁判官も調査しますが、これを歴史的に見ると、何か、ドイツ、以前のドイツの職権主義に当たると思われるかもしれない。しかし、そうではありません。中国においては裁判だけでなく、政治、つまり政府のどんな仕事もこの「实事求是」の精神に基づいて行われています。これは指導的な理念になっています。このようなことを話すと、法律の問題か哲学の問題なのか、難しい問題があるのです。だから私の考えでは、中国の法が日本の学者の研究の問題かどうかは判らないけれど、中国の体制と考えあわせて、中国の法を研究するのがよいと思います。三番目には、この両国の法学教育の国際交流についてです。そこには、資金とかその他いろいろの問題がありますがそれはさておき、私が日本に来て感じたことは、私、本ぐらいいは読むことができますが、中国で日本の本を読んでいたのと日本に来て肌から感じることは全然違うのです。ですから、日本の学者も中国にきて理解を深めてほしいのです。政法大学は日本の学者の訪問を熱烈歓迎します。中国に行って、韓国へでもいいですが、その土地へ行ってそこで肌から学んでほしいのです。例えば、確か、日本に、「土地法学会」という学会があります。事務局長は早稲田の篠塚先生です。この「土地法学会」は、はじめは、1986年に一回、中国を訪問して、ただ先生方は、どこへ行ってもシンポジウムをするのです。中国の土地制度とか、中国の都市の再建とかがそのテーマです。86年から87年、今年はシルクロードを中心にして烏魯木齊へ行き、帰ってくるとシンポジウム、このような体験を通じて、中国の改革政策に対しての理解が深まるのです。これも、私は一つの方法ではないかと思います。単に観光だけではなく、観光とシンポジウムを併せて行ったらどうでしょうか。旅行の前にシンポジウム先を連絡しておけばいいのですから。この方面でなら私たち政法大学では協力したいと思います。政法大学でも、条件がそろ

日本が得意とする貿易とか商売のしかたを学ぶためではなく、経済改革とか、政治改革という深い部分で参考にするためで、同様に、他の国の法律もいろいろな面で研究しなければならない。ですから、私、昨日、董先生が話されたように、日本の法律の研究も、簡単にではなく、系統的に紹介しなければならないと思います。憲法ならびに、行政法、労働法、民事訴訟法、いろいろな面で紹介すれば、中国の立法とか、中国の改革政策に参考になることがあると思います。今、中国の方においては、日本の法律だけでなく、他の国の法律の研究もずいぶん進んでいます。そこには、資料とか言葉の問題はあるけれども、例えば、民法の通則をつくったときには、日本の民法だけでなく、ほとんどの国の民法を全部翻訳して、これを参考にしました。中国の方から考えると、法律の研究は他の社会科学よりも遅れているけれども、今こそ、これをよく研究しなければならないと思います。これが一つと、第二番目には、日本に来て、研究会に出るとか本を見るとか、またいろいろな日本の学者に会ったときに感じることもある。そのことを民事訴訟法をとりあげて説明してみましょう。民事訴訟法には職権主義と弁論主義、大陸法と英米法ではこの二つしかないです。職権主義でなければ弁論主義、弁論主義でなければ職権主義ということです。では、中国は何の主義なのでしょう。中国は職権主義だといわれるがそうではない。日本の学者たちは、法律を考える時は必ずローマ法を基礎に考えているが、中国においてはその独自の社会体制にあるので単に大陸法とか英米法とかによって解明できないものが多い。司法権とか、司法権調達とか、日本の司法権で中国の司法権をとうてい理解するのはむずかしい。私は、中国の民訴は職権主義ではないと思う。また、中国において裁判を行う場合においても、独特の考え方がある。それは、「实事求是」という考え方です。つまり、被告と原告で、いろいろな問題があっても、いいかげんな自白というものはけして認められません。現実が実際にそのようなら、そ

「国際シンポジウム」

ざいせんが、白先生、どうぞ、そちらで願いいたします。

白 私は、中国政法大学の白と申します。私は、一昨年の末に日本に来て、今まで一年半ぐらいになります。今年の末に中国に帰国します。今度、一橋大学の法学部から招待されて、このような国際シンポジウムに参加することになって心から何よりも喜んでます。どうもありがとうございます。

今度のシンポジウムについては、私は今までの議論を通じて日本法が中国にどのような影響を与えているのかはよく判りません。ただ、中国の法律に関してはいろいろな研究が進んでいるけれども、外国の法といっても、重視するものもあるし、あまり重視しないものもあると感じています。日本の法学界でこのようなシンポジウムをやったのは、本当に意味があることと思います。

何の準備もしてきませんでした。一つ言いたいのは、中国で日本の法律を研究するとか外国の法律を研究することは、以前は何か日本の雑誌を見て論文を書くとか、学生たちに教室で外国法を教えるために資料を見せるぐらいであったが、今はそれだけではない。日本の法律だけでなく他の国の法律を研究することももちろんですが、それはどういうことかという、中国は社会主義建設を三十年間やってきて、いろいろな経験を、成功したものもあるし、失敗したものもある。その中で今一番重要なことは、商品生産、つまり、社会主義体制の特に商業段階において商品生産をやらなければならないということです。要するに、社会主義国において競争力を正当化する概念を採り入れなければならないことです。換言すれば、中国で、日本の法律とか外国の法律を研究することは、中国の特徴である社会主義建設と、特に解放政策に沿ったかたちで、中国にあう、つまり中国の実情にあった法律をつくるためになされています。そのためにいろいろな国の法律を研究しています。中国において日本の法律を研究することは

第 2 日 討 論

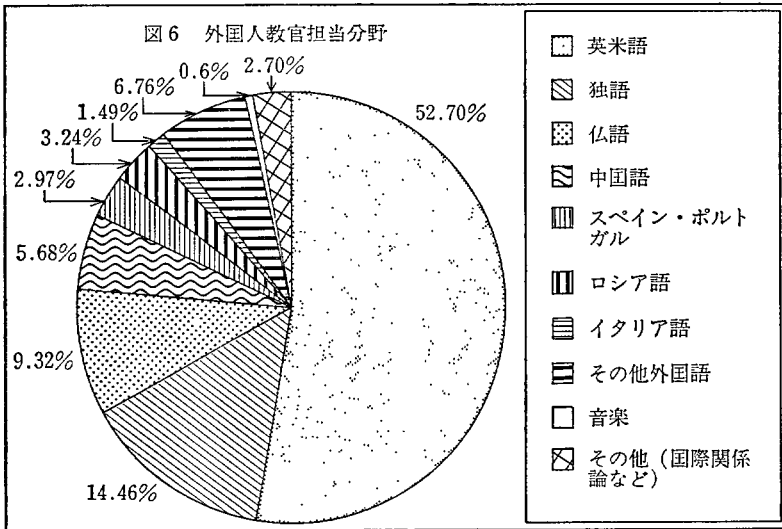
発言者氏名（発言順）

一橋大学教授	南 博方(司会)	一橋大学教授	伊藤 眞
中国政法大学副教授	白 緑鉉	中国政法大学教授	董 璠興
中国政法大学副教授	崔 炳錫	一橋大学教授	舩揚準一
一橋大学教授	堀部政男(司会)	一橋大学教授	石原 全
一橋大学法学研究科	周 作彩	一橋大学法学研究科	鐘 薇
一橋大学教授	久保欣哉	延世大学教授	金 嘯洙
一橋大学教授	勝田有恒	一橋大学法学研究科	李 茂生
インドネシア大学教授		国立台湾大学教授	楊 日然
	I Ketut Surajaya	一橋大学教授	桑原輝路
一橋大学教授	松岡 弘	一橋大学教授	好美清光
亜細亜大学教授	喜多了祐	社会科学国際交流江草基金理事長	
一橋大学法学研究科	楊 建順		平野龍一
一橋大学教授	村井敏邦		

司会（南） 本日は、中国政法大学副教授の白先生、並びに中国政法大学副教授の崔先生、お二人をお招きして、ご出席いただいております。お二人とも日本にお住いでいらっしゃいますので、日本の実情なども良くご存知かと思しますので、何かご意見、ご提案、あるいは、所感などでも結構でございます。一言、ご発言いただかせませんか。突然で申し訳ご

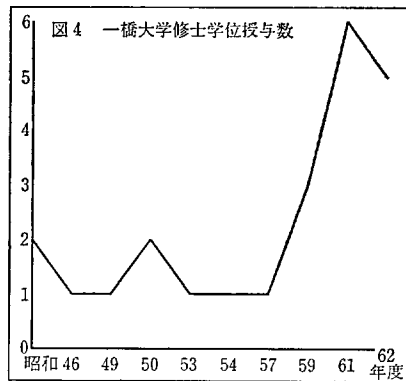
(6) 外国人教官担当分野 (図6)

この図は、わが国の大学において勤務する外国人教官が、いかなる分野の教育を担当しているかを示したものである。その中では、90%以上が語学教官によって占められ、社会科学の専門領域における外国人教官は、ほんのひとにぎりしか存在しないことが明らかになっている。



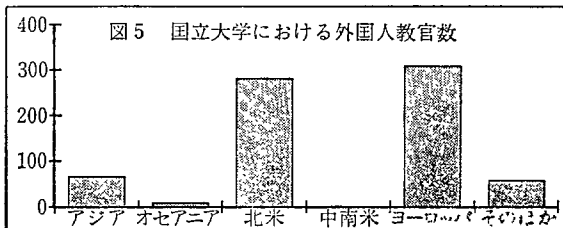
(4) 一橋大学修士学位授与数 (図 4)

この図は、外国人留学生に対して一橋大学においてどの程度の学位が授与されているかを示すものである。本来であれば、博士の学位授与数を示すのが適当であるが、過去に於て授与の例がないので、やむを得ず、修士の授与数を示した。昭和 50 年代と比較すると、60 年代に入って授与数は、次第に増加している。外国人留学生の数の増加を考えると、この傾向は今後も継続するものと思われる。



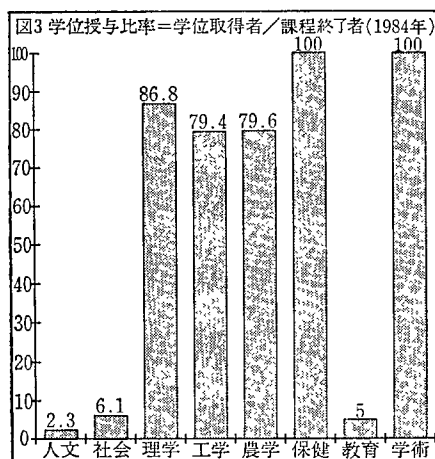
(5) 国立大学における外国人教官数 (出身地域別) (図 5)

この図は、全国立大学において勤務する、外国人教官の数を出身国別に示したものである。その中では、北米およびヨーロッパが圧倒的な数を占めているが、留学生の出身別と比較すると、教官という面では、まだわが国が欧米中心であることを示している。



(3) 全国大学における学位授与比率について (図3)

ここでいう学位授与比率とは、博士課程終了者の中で、どの程度の者が博士の学位を取得しているかを示すためのものである。理工系の大学院においては、終了者の大部分が学位を取得しているといっても過言でないにもかかわらず、人文あるいは社会科学系においては、その比率が著しく低いことが注目される。これは、外国人留学生だけではなく、すべての大学院博士課程終了者を対象とした資料であるが、特に外国人留学生にとっては、学位の取得が困難なことが大きな問題となっている。

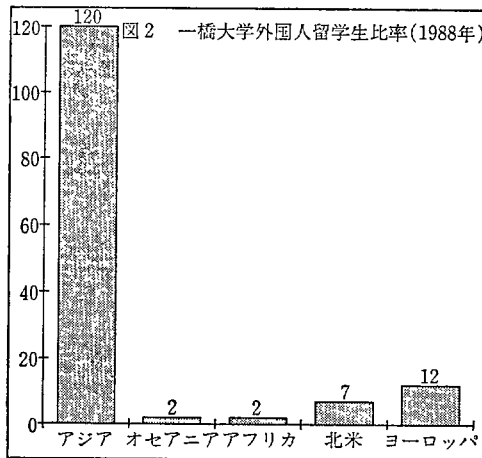


(1) 全国大学における外国人留学生出身比率について (図1)

1985年の時点でみると、外国人留学生全体については、東アジア出身者が圧倒的であることが解る。しかし、国費留学生に限ってみると、東アジア出身者が、相対的には多数を占めてはいるものの、その比率は、留学生全体の数と比較すると、低いといってよい。これは、国費留学生の国別枠による結果かと思われるが、今後は枠自体について再検討する必要がある。

(2) 一橋大学外国人留学生出身比率について (図2)

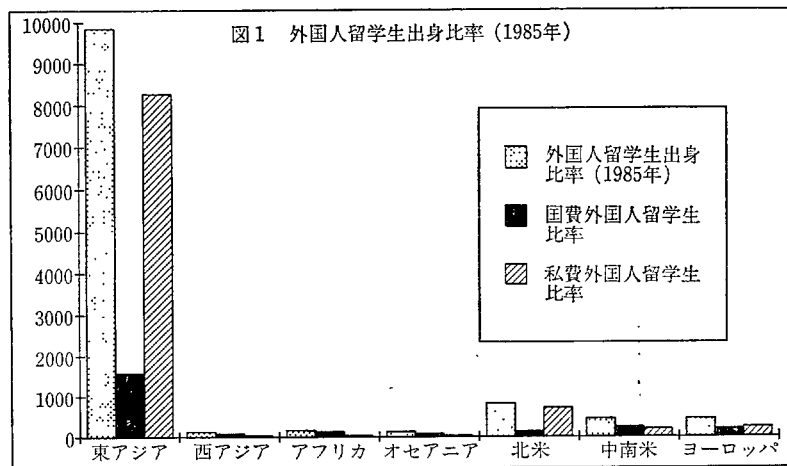
(1)で示した全国の状況を反映して、一橋大学においてもアジア出身の留学生が圧倒的割合を占めている。これは、1988年の時点点を基準とするものであるが、この傾向は今後も継続するものと思われる。



一橋大学における外国人留学生 および外国人研究者の現状について

伊 藤 眞

資料出典：全国の状況に関する資料は、国立大学協会・大学院問題特別委員会・国立大学院の現状と今後のあり方（その2）（1986年）によっている。また、一橋大学に関する資料は、一橋大学の内部資料によっている。いずれについても、これらの資料に掲載された数字を基礎として、筆者の責任において作図した。



制度的にも、特に大学院生向けの日本語科目の設置や、日本事情関係科目の設置が検討される必要があろう。現在、社会科学基礎セミナーを正規の科目にすることも大学院学務委員会では検討課題となっている。また、法学部では、日本法の基礎講座のような科目の開講が検討されている。なお、東京外国語大学では、人文・社会科学系の入門的科目が開講されており、こうした他大学の科目の履修促進も積極的に検討されてよいであろう。（最近、大学院レベルでの単位互換の制度が設けられた。）

- ④ 国際交流会館の建設—国際交流会館の建設は、年来の課題であり、この数年、一橋大学の概算項目に掲げて予算要求をしている。残る課題は、建設場所の選定である。
- ⑤ 学位授与の制度の運用の見直し—先に示したように、学位の取得状況は留学生に限らず一般的に極めて貧困である。これは、社会科学系に共通する状況ではあるが、法学部独自でも制度の運用の見直しを迫られている。
- ⑥ 交流協定締結の促進とその活用—アジア地域の協定校は4大学だけであり、法学部間のものではない。法学部間の交流協定の締結を促進し、学生・大学院生の交流を活発化する必要がある。

b. 寮がいずれも一般学生と同様に利用可能である。

4) 学位の現状

88年4月現在、アジア系留学生で一橋大学の博士号を取得した者は、経済学研究科で3名（韓国2，フィリピン1），社会学研究科1（韓国）である。

5) 交流協定の現状—現在，交流協定を締結しているアジア地域の大学は，タマサート大学（タイ），南開大学，對外經濟貿易大学，上海財經大学（中国）の4大学あるが，法学部間の交流協定はない。

2 検討課題

① 国による措置の必要なことについて，国立大学協会等を通じて他大学とも提携して拡充を働きかける必要がある。たとえば，最近，国費留学生の枠の拡大は計られてきているが，なお，私費から国費への切り替えを促進するなどの措置を要望していく必要があろう。また，生活面での国の援助，とりわけ，私費留学生に対する援助の拡充を国に働きかける必要がある。

② チューター制度の充実—外国人留学生にとって，チューターの存在は必要不可欠であるが，チューターに支払われる金額が少ない（時間あたり700円が文部省の支給基準とされている。ただし，支給総額が決められているため，チューターの数が増えると，1人1人の手取額は少なくなる）ため，十分に機能していない側面がある。国に対して，資金の充実を求めるとともに，チューターに人を得よう大学としても努力が必要である。

③ 語学力増強のための方策—留学生の場合，語学の障害はまことに大きい。一橋大学では，上記の制度のほか，ゼミナール等を通じてできるだけ留学生の要望に答えようとしているが，なお十分でない面がある。この点については，学生にも協力を呼び掛けるとともに，

「国際シンポジウム」

教育・研究活動援助については、

- a. 如水会からの月額 3 万円の学資援助の制度がある。
- b. 菅奨学資金による論文作成のためのチューター制度を設けている。
- c. 日本理解のための講義等—1, 2 年生対象の日本事情に関する科目、大学院生対象の社会科学基礎セミナー、外国人留学生のためのガイダンス・資料配布などを行なっている。

日本語教育、カウンセリング等については、

- a. 日本語科目は、1, 2 年生対象のものが 2 科目、2, 3 年生対象のものが 3 科目設けられている。
- b. 現在、留学生専門教育教官が、商学部と経済学部へ一人ずつおり、留学生の相談に応じている。
- c. その他、学生国際交流室や留学生学習室を設置して、留学生相互の交流の場を提供している。

なお、法学部においては、88 年度よりアジア法講義を設けた。

3) 生活面の援助

① 一般的制度

- a. 自治体による援助金支給制度がある。（たとえば、武蔵野市の場合、1 ケ月 5 千円）。国立市からも本学に問い合わせがあり、検討中の模様である。
- b. 企業による宿舎提供が行なわれている。
- c. 日本国際教育協会による医療費補助（国費・私費とも）、宿舎費補助（国費のみ）、国民健康保健、見学旅費の支給の制度がある。

② 一橋大学における独自の制度

- a. 学生金庫、

学生・院生の交流について

——特に外国人留学生の受け入れを中心として——

村 井 敏 邦

1 受け入れの制度と現状

1) 受け入れの態様と現状

一橋大学では、学部生、大学院生ともに外国人留学生ののための特別選抜制度を設けている。大学院生については、研究留学生のほかに、特別研修生、外国人研究生、外国人聴講生の制度がある。

2) 教育・研究条件

① 一般的制度教育・研究活動援助の面では、

- a. 学資の援助—国費留学生の制度のほか、学部生3年生以上について、日本国際教育協会（半官半民の組織）による学習奨励費支給制度がある（月額4万円）。留学生対象の民間奨学金もいくつかある。一般学生同様、授業料減免措置が受けられる。
- b. 勉学・研究の補助—国費によるチューター制度がある。
- c. アフターケア—元国費留学生について、アフターサービスの制度がある。日本語教育については、国費の場合、東京外国語大学付属日本語学校で1年間の日本語教育が行なわれる。他に、民間日本語学校がある（ただし、費用は自弁）。

② 一橋大学における独自の制度

3 総括

以上において指摘された諸問題は、約 10 年前に既に明らかにされていた。学術審議会「発展途上国との学術交流の推進について（建議 1977 年）」4 頁以下が、それである。“発展途上国との学術交流の当面の方策”と題する一章において、上述した問題点の殆ど全てが的確に指摘され、ここに述べられているのとはほぼ同様の施策が提示されているのである。この建議に基づき、日本学術振興会が我が国の窓口となって、当面はアセアン諸国を対象とした、拠点大学方式による交流に、協力する運びとなっていた。そして、我が一橋大学は、その拠点大学の一つとされているのである。にもかかわらず、今日ふたたび同じような問題点を指摘し、同じような施策を提唱しなければならないのは、一体どういうことなのか。

何を為すべきか、それは既に判っている。直ちに、それを実行すること、残されているのは、これのみではないのか。

外国人教員任用法は確かに新しい道を開いた、こう言える。けれども、その道は決して通り易いものではない。この国際交流・往来の頻繁な今日、外国から一流の教師・研究者を招くに当たって、1 年・3 年・10 年という“長期”に渉り我が国に拘束する結果となるようなのは妥当な政策とはいえない。当該外国人教員・研究者の不在の間の本国における教育・研究の停滞を来して良いものであろうか、疑問を禁じ得ないのである。

うが適当であるが、現在本学部には適切な研究所がない。その新設に努力する必要がある（法学部付置研究施設設置の要求）。複数の大学共同利用の研究所・研究室も考慮の余地があろう。

④ 研究成果公表機会の保障

特に外国人講師・客員研究員が、自己の単独名義で日本に於いて研究成果の公表を望むとき、これを保障できる紙面が少ない。大学の機関誌の場合においても、それは常勤専任の教員に優先的に留保されているからである。この点の改善・改革が要請される（本学部では、この線に沿った年報執筆要綱の改訂がなされている）。

⑤ 研究・教育活動実施に係わる使用言語

研究または教育の遂行・実施や相互の意思疎通のために使用する言語について、我々は必ずしも日本語でなければならないとは考えない。

しかし、授業に関するかぎり、学生の言語能力との関係で、通訳なしでその外国人教員の母語を使用することは少なくとも現段階では不可能である。通訳付きの講義や演習は極めて非能率的で妥当ではない。日本語で授業の出来る教員でなければ任用できない。我々と共同研究の場合も、授業のときと同様のことが言える。

研究・教育活動に伴う大学の教員および事務関係職員との日常的な折衝においてもこれらの職員がアジア諸国の言語はもとより、英語ですら必ずしも全ての人が使用できると言う訳にはゆかない。ここでも日本語を使用せざるを得ない。

当分の間たとえば、あと 30 年くらいは、日本語あるいは少なくとも英語で意思の疎通が出来る人でなければ、受入れの成果が十分に上がらない恐れがある。

以上のほか、全ての受入身分に共通の問題として、次のことを指摘できる。

① 必要財源の確保：特に本国と日本との間の渡航旅費・滞在費

日本学術振興会・国際交流基金その他の基金などを活用する場合
申請から最終決定まで2か月ないし1年を要するので、双方で予定が立たない、その間の事情の変更もありうる。

申請が必ずしも希望どおり受け入れられるという保証はない（不確実性）。

仮に申請が通っても、必要金額に不足を来すときが少なくない（不十分性）。

大学で独自の決定の出来る、確実かつ十分な財源の確保が不可欠である。

（一橋大学後援会・創立百年記念奨学金など大学独自の基金の活用、基金の新設）

② 宿舍・住居

東京地区の住居費は世界でも最も高く、短期2～3日の滞在の場合であっても、一般の宿泊施設などを利用することは困難である。宿舍への入居資格のある外国人数員・研究員でも実際には宿舍に空室がなく入居できないことがありうる。事実上、生活が困窮を来してはならないので、廉価で入居できる大学付属あるいは複数の大学共同利用の宿泊施設の新設が急務である（一橋大学国際交流会館の建設要求）。招へいの責任者が自らアルバイトをしながら、宿泊施設の費用の一部または全部を代わりに負担している事例もある。

③ 受入機関・研究室などの研究環境整備

日本の法と社会との研究に集中するためには、教育の義務を負わない形での受入れが望ましい。そのためには、学部よりも研究所のほ

常勤の日本国の国家公務員としてのものであるので、定員の枠のあることはもちろん、日本国への忠誠義務を負わされる。そのため、本国の身分の如何によっては本国からの就任の許可をえ難く、任用できないことが起こりうる。また、職務専念義務があるため、本国からの職務免除を必要としたり、場合によっては本国での職務・身分の離脱を余儀なくされる。このことのため、本人が我が国での就任に消極的となる恐れがありうる。仮にこの点を克服できたとしても、次の問題は、任用期間に制限のあることである。法律または規則により、任用期間が1年以上あるいは3年以上10年以内と定められており、それ以外の例えば6か月の任用には、この制度を援用出来ない。外国で現役の且つ多忙な学者を、その本国での実情に合わせて、期間的に柔軟な条件で、我が国に招くことに困難がある。結果として、最も望ましい人の任用が出来なくなる。

外国人講師とは、要するに非常勤の講師である。日本人の場合と同様に、任用期間は短期2・3日でも良い。けれども、1年以上に涉るときは1年毎の再契約を要し、身分の安定性に欠ける。給料は一般の時間講師と同じであって(4,320/時)、この給料のみによって我が国における生計を維持してゆくことは不可能である。生計を維持するために他の複数の大学と更に非常勤講師の契約を結ぶ等の方法もありうる。けれども、それでは受入に責任を負う機関が不明確となり、本人の利益にならない。何れにせよ、この身分では宿舍・研究室・研究費いずれも割り当てを受ける資格がない。

外国人客員研究員の場合は更に事態が深刻である。公務員の身分は勿論無く、大学の職員たる地位も持たない。従って、宿舍・研究室・研究費いずれも割り当てを受ける資格がないことは当然であるのに加えて、無給であるから、全ての必要経費を自弁しなければならない。我が国に比べて、一般的に年間所得の低いアジア諸国からの研究者・教育者を受け入れる身分としては、全く非現実的である。

「国際シンポジウム」

人研究員（常勤で外国人教員に準ずる）である（特別の制度として日英共同招へい計画がある。日本の文部省と英国文化振興会との合意に基づき、旅費は派遣国が、滞在費は受入国がそれぞれ負担するとなっている）。後者は、たとへば、一橋大学では外国人（私）講師・外国人客員研究員（1年以下）・国際交流研究集会講師（半日～10日）などである。

(2) 実態

外国人教員任用法によるものは、この制度の発足が1982年という比較的最近のものであることもあって、その数は少ない。当方の調査によれば、神戸大学（ドイツ人助教授・法学担当・任期3年）、東京大学（アメリカ国籍の中国人教授・比較法（中国法）担当・任期規定無し）および東北大学（ドイツ人講師・法理学担当・任期3年）に各1名ずつ計3名が居るのみである。

外国人教師・外国人講師の場合は、90%以上が語学の教師であり、他は音楽・美術などの実技の担当者であって、法学の教師は居ない。

外国人特別招へい教授も主として自然科学の分野でノーベル賞を受賞した大学者などを想定しており、法学関係では一人も該当者は居ない。

一橋大学法学部における外国人（私）講師は、本年度の4月から9月までの6か月間に韓国法の教育に当たる一名の韓国人教授のみである。その他の外国人客員研究員・国際交流集会講師については「概要」各年度の一橋大学創立百年記念学術奨励金による研究者交流、一橋大学後援会援助による国際交流セミナー一覧を参照のこと。

(3) 問題点

上記各種の受入身分のうち、外国人教師・外国人特別招へい教授については、法学の場合これを適用する余地が殆どない。

外国人教員任用法によるものは、身分の安定性・給与・社会保障・研究室・研究費・旅費など全ての点で最も望ましい。けれども、この身分は、

渡航者（内訳）・一橋大学後援会援助による研究者交流（一橋大学後援会による教官海外派遣援助）を参照のこと。

（3）問題点

外国の高等教育機関における教育（ことに日本法の教育）の為に派遣する制度は、今のところない。在外研究員制度も文字通り研究が主たる目的である。この制度の流用には自ずから限界があり、外国からの要請に応えるように制度の準備が必要である。

上述の海外学術研究（文部省科学研究費補助金：1年毎更新・3年以下）は国外における調査・研究・資料収集のための学術調査、大学間交流協定に基づく大学間協力研究（100～2,500万円）や一定期間の組織的な研究計画、特定の研究課題についての共同研究・セミナー（100～500万円）のためのものである。直接に該当する制度のない現在においては、これらを活用し、短期・特定の課題に関する共同研究・国際研究集会の現地での開催を企画し、それへの参加に使用することなどが最も現実的な対応と言えようか。ちなみに一橋大学が学術交流協定を締結している外国の大学については、「概要」各年度の“協定校一覧”を参照のこと。

研究者派遣および協定締結の相手方国を見ると、いわゆる“脱亜入欧”の傾向が未だに濃厚である。学術研究・教育に関する我々の基本的態度の問題点を、それは如実に示している。このところが我々の最大の課題とも言えるであろう。

2 アジア諸国の研究者・教育者の日本への受入

（1）現行制度

ここでも文部省事業とその他の各大学または民間団体の事業とがある。前者は、外国人教員（外国人教員任用法による一般職の国家公務員）・外国人教師・外国人講師（非常勤講師）・外国人特別招へい教授および外国

研究者・教育者の交流に関わる現状と問題点

舩 場 準 一

アジア諸国への日本の研究者・教育者の派遣とアジア諸国の研究者・教育者の日本への受入に関する現状と問題点を、法学の分野における研究・教育に関わる限りにおいて、以下に概観する。何れも旅費または滞在費の全部または一部を日本の側で負担するもののみに限定して論ずることとする。

1 アジア諸国への日本の研究者・教育者の派遣

(1) 現行制度

大きく分けて、文部省事業とその他のものがある。前者は、在外研究員、国際研究集会研究員、海外学術研究である。後者は、日本学術会議、日本学術振興会、国際交流基金、その他の民間財団・基金の行うものである。一橋大学固有のものとしては一橋大学後援会、一橋大学創立百年記念学術奨励金、一橋大学国際会議・研究集会派遣補助などを挙げることができる。

(2) 実態

一橋大学における実態については「一橋大学の国際交流の概要」（以下たんに「概要」と言う）各年度の該当項目つまり、過去3年間の国際交流実績・教職員の海外渡航・文部省事業及び日本学術振興会事業による海外

「国際シンポジウム」

状況であり、消極的な提言にすぎない。むしろ理想論をいえば、効率性の点から、コンピューター利用で、わが国の文献につきーセンターを設置して、諸外国の研究者が現地において検索しうるシステムを構築することがベターであろう。しかし、これとて、膨大なコストと時間が必要であり、その実現の途は険しい。

「国際シンポジウム」

この点でも、国際交流基金・民間の国際文化交流団体による援助に依拠せざるをえないであろう。因みに、国際交流基金では、各国の大学・図書館の要望に従って、

- ① 日本研究が既に高い水準に達している機関には、必要とする書目（主として邦文図書）を具体的に挙げてもらい、これを購入・送付するか、
- ② 邦文図書を読みこなす域に達していない初歩的段階の機関には、主として英文の日本関係図書を10部門（地理、政治・法律、経済など）のセットに組んで、どのセットを必要とするかの要望を受けた上で、

という2つの方法をとっている。したがって、当該国で法学関係文献への要望を現地の機関に出す必要がある。

(3) 資料収集の面から、本シンポジウム各参加諸国に日本法研究センターの類を設置するのは望ましいといえるが、当面、それほど期待できないであろう。むしろ、現在の日本研究センターに法学部門の新設、ないしは法学研究者の参加を考慮する方が実現可能かもしれない。

(4) 日本国と本シンポジウム各参加諸国との国際文化交流協定の締結。

昭和60年現在、国際文化交流協定は、24カ国との間に締結されており、わが国と外国との文化交流を促進する上での法的枠組をなすものである。そして、これらの文化協定に基づき各国との間の定期的あるいは随時に文化交流に関する政府間協議を実施している。この面で、法学部門への要望をそこで出すことが考えられる。

以上、資料収集の充実方策について概観したが、それほど樂觀できない

(Japanese American Society for Legal Studies), The Japanese Annual of International Law (International Law Association of Japan), さらには、Hitotsubashi Journal of Law and Politics を初めとして各大学の紀要がある。日本の判例については、国際法・国際私法・国際民事訴訟法の分野に限られるが、上述の Japanese Annual of International Law に重要な 5～8 件が毎号掲載されている。

問題は、英訳ないし本シンポジウム参加諸国の言語による翻訳であるが、将来的には留学生を含めた研究者の活躍に期待されるとしても、その出版の点で困難がある。当面、わが国の国際交流基金、さらに民間の国際文化交流団体による援助を期待するしかないが、これはいずれも公募であり、申請しても必ずしも出版できるとは限らない。因みに、国際交流基金では、基金みずから、現在、「徳川時代法制資料 (Wigmore, Law and Justice in Tokugawa Japan)」(徳川期の民事・商事の慣習法および判例の英文資料)の出版をなしていると共に、「日本研究書目 (An Introductory Bibliography for Japanese Studies)」(外国人の日本研究者のため、社会、人文科学の2分野につき、過去2年間に刊行された重要文献の解説を織りまぜた研究動向及び関連の文献リストからなる英文図書)を出版している。出版助成については、60年度は申請件数80件で、選定委員会の検討により44件が助成されている。

次に、シンポジウム参加諸国における日本語資料の充実の点であるが、これは一大学でなしうることではない。確かに、本学でも学術交流協定が外国の各大学と締結されており、本シンポジウム参加諸国のうちでは、タマサート大学、南開大学、对外経済貿易大学との間に存する。しかし、ここでは、資料の収集の点で協力する旨記されていても、財政的負担を相互に生じないこととされており、相手大学の予算で、選定等に協力することに限定されているからである。

「国際シンポジウム」

では、本シンポジウム参加諸国に関するわが国での研究状況はどうかという点、資料面に限定していえば、

単行本（著書）では、1983年～1987年の5年間で、全部で延べ86冊あるが、経済法等の特定分野のものが多く、なお、86冊のうち、当該国の人人によるものが7冊、翻訳によるものが9冊で、両方を合せると約2割に及ぶ。

雑誌論文の点からみると、同じく1983年～1987年の5年間で、663件あり、相当多く、かなり研究が行なわれているといえる。このうち、当該国の人々によるのが120件、翻訳が99件あり（資料1参照）、両方を合せると、約1/3に及ぶのは注目される。分野別では、経済法、民法、憲法で約2/3を占めている（資料2参照）。わが国での関心がどこにあるかを示す一指標といえよう。

2. 彼我における資料充実の方策

(1) 本学でも本シンポジウム参加諸国における法学関係の文献は非常に乏しいのが現状である。留学生を多く受入れている点からみて、この点を改善することが望ましいが、図書購入費が潤沢でない現状においては早急な改善はなしえない。本学部においては、研究施設の一部門としてアジア法部門を設置する計画があるから、これが実現されたならば、そこで資料収集をなすのが本則であろうが、かかる施設を早急に本学に設置するのは困難である。当面は、各教官の努力により資料収集の充実を計るほかないであろう。

(2) 日本法資料の乏しい点が問題とされている。これについては、言語の点で難点があるが、少なくとも英文による日本法紹介が望まれる。実際には、法令については、EHS Law Bulletin Series（英文法令社）、法務省、最高裁判所による日本法律の英訳がある。論文については、Law in Japan

「国際シンポジウム」

資料2 雑誌論文(分野別)

最高裁判所図書館 邦文法律雑誌記事索引 No. 27 (S. 58)~No. 30 (S. 61)

法律判例文献情報 1987 (S. 62) (国立国会図書館年間資料部監修・法律判例文献情報研究会編纂)

	中国	韓国	インドネシア	台湾	タイ	TOTAL
憲法	4.4 6 6	5 9 6	3	5 13	5	6.2 2.8 1.4 (10.4)
民法	9.8 4 6	8 18 6	6	5 6	2 2	11.3 2.8 1.9 (16.0)
商法	1.5 3	5 4	1 6	1 6	1	2.3 9 (3.2)
経済法	7.2 8 3.6	2.1 8 6	2	4 2	1 6	10.0 2.8 4.6 (17.4)
労働法	6 6	1.1 4	2	6 6	6 6	1.9 6 (2.6)
民訴	6 2 6	3	6	3		1.2 3 (1.6)
裁判制度	1.4 6	4 2	1	2	1	2.2 2 3 (2.7)
法制史	3.1 6	4 6	1	2		3.8 2 (4.0)
法哲学	2 6	6				2 7 (9)
刑法	1.2 2 6	4 5 6	1	4 6	6 6	2.3 1.1 2 (3.6)
法一般 法学教育	2.5 3 6	2		2	1	3.0 3 6 (3.9)
TOTAL	32.5 39 7.2 (43.6)	6.7 51 21 (13.9)	11 3 (1.4)	2.4 24 (5.2)	1.7 3 (2.2)	4.4 20 9.9 (66.3)

著者：当該国の人
翻訳

(分野の重複するものは、それぞれに1として算入している。いわゆる延べ数である)

「国際シンポジウム」

資料1 雑誌論文（年度別）

	中国	韓国	インドネシア	台湾	タイ	TOTAL
1987	41 14 11	19 24 6	3	13 16 1	5	81 54 18 (153)
1986	67 9 28	11 6 5	3	2 1 2	2 1	85 16 36 (137)
1985	92 8 13	12 4 3	2	1 2	6	113 14 16 (143)
1984	61 5 13	11 8 4	1	7 1	1	81 14 17 (112)
1983	64 3 7	14 9 3	2 3	1 4 1	3 3 1	84 22 12 (118)
	325 39 72	67 51 21	11 3	24 24 4	17 3 2	444 120 99 (663)

☐ 著者：当該国の人
☐ 翻訳

資料面からの検討

——資料収集における交流の強化——

石 原 全

前日の諸報告では多くの指摘がなされたが、本報告では資料収集の面から検討を進める。言うまでもなく、研究者の交流等で当面多くを期待できないと思われる現状では資料収集の充実は不可欠の要請であるといえるが、結論を先取りして言えば、これも多くは望めないといえよう。とまれ、以下においては、わが国における本シンポジウム参加諸国に関する文献収集状況、ついで、前日の諸報告で指摘された問題につき若干の検討を進めることとする。

1. 我が国における本シンポジウム参加諸国に関する文献収集状況

まず、雑誌については、本学における外国雑誌センターでは、アジア諸国に関して 57、そのうち、参加諸国に関しては、収録される分野を若干広げても 15 にすぎない。そのいずれも多くは英語版である。わが国全体からみても、それほど多くないと推測される。単行本（著書）に関しても、非常に乏しいといえる。

次に、法令・判例については、本学では極く僅かといってよく、むしろ、外国法文献センター（東京大学法学部付属）で収集されているものにつぎ

ることが必要だと考えています。

第二は、近時における急激な学問・文化の交流の高まりの問題です。ご存知のように、近時、政治や経済の面においてアジア諸国間の交流が著しく拡大強化されています。その基礎に、それぞれ異なった独自の諸条件をもちながらも、アジア諸国の急激な政治的および経済的な発展があることは明らかなことです。政治や経済の交流は、学問・文化の交流を必須とします。それを欠く場合には、政治や経済の交流自体が円滑にいかなくなるだけではなく、その交流の誤りを正し、あるべき交流のあり方を提起することもできなくなります。学問・文化の交流を欠いた政治や経済の交流は、一方的独善的となり、失敗に終る、といっても大過はないでしょう。

遅れ馳せながら、私どもも、学問・文化交流の必要性を自覚し、新しい対応を始めようとしています。今回のシンポジウムや、アジア諸国の先生方による「アジア法」の開講などは、その具体的な現れともいえます。今回のシンポジウムを通じて、新しい対応のための具体的な手掛りがえられるものと期待をしております。

アジアにおける法学の交流の意義と必要性

杉 原 泰 雄

ひとは、比較と交流の中で、相手を知り、自己をよりよく知り、新しい発展の手掛りをえることができます。学問の分野でも、このような比較と交流の意義は否定できないと思います。法学における交流を通じて、アジア諸国における法学の発展とその諸国間における相互理解の促進をはかることができると考えます。

私どもは、いまその交流と相互理解の促進がとくに必要とされていると判断していますが、これと関連してとくに次の二点を指摘しておきたいと思います。

第一は、「脱亜主義」の問題です。「脱亜主義」とか「脱亜入欧」という言葉で示された日本近代史のあり方が一定の問題をもっていたことは否定できません。アジアの諸民族に対する無理解と偏見・軽視をもたらし、戦前・戦中における日本の失敗の一因となったと考えています。個人がそうであるように、どの民族も文化を創造する対等な能力をもっているはずで、歴史的、社会経済的、政治的諸条件のいかんによってその能力を発揮できないこともあります。それは一時的なことにすぎないはずで、「脱亜主義」は、その観点を欠くものとして、大きな問題をもっています。

日本の法学は、その現状からも明らかなように、「脱亜主義」の伝統にとくに忠実でした。失敗を繰り返さないためにも、そのあり方を再検討す

第 2 日 報告

司会（南博方教授） 皆様おはようございます。朝早くからおでましいただきまして有り難う存じます。今日は昨日に引き続きまして、第二日目の国際シンポジウムを行うことにいたします。本日の司会を務めますのは、私の隣にいらっしゃる堀部教授と私、南でございます。

なお本日は国際交流基金日本研究部日本研究科の小川忠さんに御出席を頂いておりますのでご紹介を申し上げます。

昨日のシンポジウムにおきましては、海外からお招き致しました諸先生方に大変有益な御報告を頂きました。そこでは、日本法の研究・教育を行う上におきまして、いろいろな障害なりあるいは問題点なりの指摘がございました。又各種の御要望、御提案もございました。このような問題点の指摘、御要望に対しましては、当然私共日本の大学と致しまして、これに対する対応なり方策なりが迫られてくる訳でございます。

又昨晚の歓迎パーティーにおきまして、江草基金の理事長である平野先生から、五百万円で何ができるかよく考えていただきたい、というような宿題を課されて居りまして、何らかのお答えを出さなければなりません。

そこで、本日は「現状の改善のために」と題しまして私共の方から報告を行いまして、これをめぐって御討議を頂きたいと思います。御討議につきましては、お招きいたしました諸先生方の他に、特別の御招待者の方々、あるいは留学生の方々も参加していただきまして、多少お疲れかとも存じますけれども、活発な御討議をして頂くようお願い申し上げます。

そこで、まず最初に（１）のアジアにおける法学の交流の意義と必要性について、杉原教授から御報告をお願い致します。

「国際シンポジウム」

3. 研究者・学者・先生に日本法についてもっと知識を与えるために、！
ゼミナール、シンポジウムに参加させる。

(3) 日本大学への期待

1. タイ国の学生・学者の日本法を勉強・研究するときの障害は言語であるため、今後では日本語だけでなく、外国語で研究報告・記事等を公演・公開できれば、タイの国の学者・学生には非常に役に立つと思う。
2. 特定のテーマのもとに、ゼミナールのような討論で意見・学問の交流を行う機会を与える。
3. 学生・学者の交換によって、他国の法律を知るようになることだけでなく、自分の国の法律も紹介できるので、今後では、ぜひ日本の学生・学者と交流するつもりである。

の形として、行うことになった。その上、それらのコースを設定するのに適切性として、言語のことも考慮するのである。

ところが、タマサート大学は、できるだけ日本の有名な大学の先生方々を招いて、本大学の先生・学生と売買・会社・保険・環境等についてのゼミナール・討論会を開いている。そして、討論会の報告書をタイ語で公開するのである。もちろん、そのゼミナールは本当に成功するかどうかは、使われた言葉によるので、通訳の要る討論・ゼミナールは、あまり成果を収めない。

(2) タイ王国における日本法教育

言語の問題及び資料不足の原因によって、タイ王国における日本法の教育は少ない。タマサート大学の法学部は日本法を比較対象の法律として、学部・大学院の科目に入れており、しかし、大学院の研究課程では、自分で研究することを強調しているため、多くの学生は日本語も分らず、上述したように、タイ語・英語で書いた資料はほとんどないので、あまり成功しない上に、教える方である先生すら、自分の好きな研究は資料不足のために、進まない。言うまでもなく、学生に教えることもできない。しかし、そうは言っても、日本法に関心が高くて、日本法について、研究する先生・学者達も最近増えて来た。よって、日本法についてのタイ語の教科書・記事の数が増加すれば、もっともっと日本法の研究が普及することに期待しておるのである。

日本法の教育についての成果は三つの要素によるものである。

1. 日本法の社会・経済の現状においての関連性及び重要性を強調して、関心を誘う。
2. 図書館などは日本語だけの資料でなく、英語・タイ語・他の外国語で書いているのも整える。

2. 職業的な研究：日本とタイ王国とはあらゆる面において、かつてより親しくなった。特に経済・貿易・投資である。タイ人はこれをきっかけにして、日本法を研究し始め、ビジネスに適用する日本の民・商法をはじめ、経済・外国貿易・租税・投資と関係を持つ日本法等に関心を持つようになった。
3. 国家開発・経済発展の事例としての研究：日本は急成長の中で発展をとげることによって、いろいろと社会・経済的な問題ももたらしていた事実が見られ、日本の公害問題、労働悪状のような問題をどうやって、労働法・経済法・通信・先端技術に関する法律等を通じて、悪化を中止し、状況・問題を支配したり、改善したかは非常に良い事例として、取り上げて、まねをする価値がある。

上述のような事情によって、タイ王国の法律学者は、それぞれの目的において、研究をしている。

しかし、その日本法を研究するための必要となる日本法の資料、データは欠けている。最も困難な問題としては、英語又は他の外国語で書いた日本法に関する記事、研究報告は少なく、充分でないのである。要するに、タイの法学者にとって日本法を研究するために最も大きな壁は言語である。

日本語の分るタイ法学者の数が少ないので、多くの学者は、日本法を研究するために、英語で書いた記事しかたよることができないし、それに日本語の分る者にとっても、大学等の図書館では、日本語で書いた資料の数は予算の面で限られているのである。

現在において、タマサート大学は日本研究センターが設けられているが、ほとんど一般的なデータしかおいていないので、日本法に関する記事、ジャーナル等はとぼしい。

教科書・資料の不足によって、本大学の日本法研究を行う時にも、一つのテーマをしぼり、長い時間にかかるし、又短期的なトレーニングコース

タイ王国における日本法の研究・教育の現状と課題

Suda Watcharavatanakul

タイ王国における日本法の研究はラマ五世から始め、当時タイ王国は日本の治外法権を撤廃したことをまねて、西欧・日本の学者を招き、近代の法律を定めた。日本法律学者であるトキシ・マサオは、タイ王国の法務省で雇用され、刑法設定することに協力を得た。それに、民商法典を定める前に、ドイツ型の法律だけでなく、日本の民法・商法も研究を行った。現在のタイ王国の法律条項にも、日本の民法・商法とにていることが書いてある。

本レポートでは、二つの部分にわけて、日本法の研究と日本法の教育を述べ、それぞれの部分において、同時に取り上げなければならない現状及び問題点を説明するのである。

(1) タイ王国における日本法の研究

タイ王国における日本法の研究は三つの目的において研究していると考えられる。

1. 学問的な研究：タイ王国の民商法は日本の法律をモデルにして、作られたので、ある場合には、日本法と比較でき、日本法はタイ王国法の起点として、研究すると、その法律の基本的な考え方がもっと深く理解できるのである。

「国際シンポジウム」

2. 研究・教育面	日本の大学・研究所の タイの法律の研究・教育 の協力	日タイ法研の日本の法 律の研究・教育
3. 研究者の交流面	日本の学生・研究者の 短期間受入れ	(期待)
4. ファックスによる 研究協力	協力できる限りの協力	(期待)

簡単ではあるが、以上がご報告する内容の概要である。

る。

(a) 研究課題

日本の法律の比較がなくても、依頼者が理解できる場合もあるが、日本の法律と比較しなければ理解が求められない場合もしばしばある。但し、この研究会の法律研究のテーマは依頼者により設定される為、種々の法律分野に関係してくる。勿論主な質問は会社法に関係しているが他の法律もある。例えば、タイでは日本と同様に授權資本制度をとっているか、株式全額払いの制度をとっているか（会社法）、タイでは不法行為が生じた時の慰謝料は請求できるか（民法）、等がある。

(b) 教育課題

日タイ関係法務研究会のスタッフである法律研究者がすべて、日本の法律の教育の背景がある訳ではないため、問題が生じた場合に応じて、教育をしていくより方法はない。

IV. 日本の大学・研究所から期待する寄与

タイ国での日本法の研究・教育の現状と課題は上述の通りであり、日本の大学・研究所から協力を得れば、より良い研究成果がなされるのは明確と思われる。又、日本の大学・研究所もタイの法律研究・教育をするならば相互に協力する事ができると思う。日タイ関係法務研究会と日本の大学・研究所との協力は以下の事が可能と考えられる。

	日タイ法研	日本の大学・研究所
1. 資料面	日本語と英語のタイの法律の資料提供	日本語と英語の日本の法律の資料提供

大学を卒業してなければ、タイの法律のプラクティースができない事もこれに起因していると思われる。この5,6年間に於いて現状はよくなりつつあり、特にタマサート大学では日本人の法学の先生方に過去数回の講義をお願いしている。この中に慶応大学の平良先生（契約・売買法）、創価大学の小室金之助先生（会社法2回）、神奈川大学の野沢浩先生（労働法）、新潟大学の中村一彦先生（企業の社会的責任）等の先生方がおられる。タイ語にされた日本法に関する少数の本の中には、野田良之先生の「Introduction of Japanese Law」、平良先生と小室先生の各々の講演を本にしたもので、「日本の契約・売買」と「会社法」がある。

現在タイでの日本法の現実的なジャパニーズ・プラクティースの研究は、日本の企業内で行われている以外に、タイ人で行っている者は日タイ法務研究会のみと思われる。日タイ法務研究会の研究は、依頼者である日本の企業からの依頼である研究と長期間にわたるその他の研究の2つに分かれるが、前者に掲げる研究に重点をおき仕事をしている状況である。このように企業との関連性が強い為、内容の大部分は会社法とビジネス・ローに関するものである。

III. タイ国における日本法の研究・教育の課題

一般的にいえばタイ国の場合は日本法の研究・教育の最も基本的な課題は3つあると思う。この1つ目はタイ人の日本法の重要性についての理解が不充分である事、2つ目として、日本の法律より西洋の法律の方が優れているという意識がタイ人にある事、3つ目として、日本法の研究及び勉強するのは困難かつ時間を要する事である。特に3つ目に掲げた点に関しては報告者の書いた「日本におけるタイ人留学生の法律研究における問題」を引用していただければ、ご理解願えると思う。

日タイ関係法務研究会での日本法の研究・教育の課題は以下の通りであ

日本の法律と比較して理解する事が常であり、この為にアドバイザーが日本の法律の知識をそなえていればいるほど、役に立つ訳である。タイでのジャパニーズ・プラクティースも同様であり、タイでの日本法研究・教育は現実的な面から言えば、深い意義がある。

報告者が、タマサート法学部で教鞭をとりつつアドバイザーの仕事をしていた時期に上述の意義を非常に感じてはいたが、大学での研究の成果として単に日本の法制度とビジネス・ローの基本的なものをタイ語にする事のみしか、できなかった。その後アドバイザー一本に仕事を切り替えてからも法律事務所での研究は不充分と知り、日本法を特別に研究できるような機関として日タイ関係法務研究会を設立するに至った。

現在の円高で日本の企業がタイ国へ多数進出している為、日本の法律に対する知識の重要性は更に高まってきている。特に中小企業の場合には日本の法律に対する知識しかない為、アドバイザーが日本の法律の知識を持ち備えている事は非常に重要となってきた。

従って、この報告ではタイ国において現実的なジャパニーズ・プラクティースをする上で、どのような日本法の研究・教育の現状と課題があるかという事を述べたい。

II. タイ国における日本法の研究・教育の現状

一般的にタイ国における日本法の研究・教育は非常に少なく、アメリカ、オーストラリア、台湾、韓国とは全く比較できない。研究として掲げられるものには、日本法の背景がない法制局のスタッフが、新しい法律を制定する為の比較立法法をする事だと思われる。この他に、アメリカ及びオーストラリアに留学するタイ人は、大学の単位をとる為にその国の大学の日本法コースをとる事もあるが、このようなコースは当然英語で行われ短期間であり、不充分である事は言うまでもない。日本の大学から、法律を学んだタイ人は、帰国後は、法律の仕事をしていない者が大部分である。タイの

タイ国における日本法の研究・教育の現状と課題

Pichet Maolanond

I. タイ国における日本法の研究と教育の意義

タイ国における日本法の研究と教育の意義は、以下に掲げる3点があると思う。(1)タイの新しい法律を作成する上で引用する事(立法意義)、(2)タイの大学での比較法の研究をする事(学問的比較法意義)、(3)タイの法律と比較し、タイの法律コンサルタント・弁護士が日本人である依頼者にタイの法律の説明をする事(現実的比較法意義)。

報告者の現在の職業は、現実的法律研究者並びに法律コンサルタントとして仕事をしており、この報告は上述した3番目の意義に絞って考察したいと思う。

日本法の現実的な比較研究の意義を述べる為に、海外における日本企業が他の西洋国と同様に外国の法律研究・コンサルティングに対するニーズがあるのを理解する事が必要である。アメリカの法律コンサルタント・弁護士が日本の企業の為にアドバイスする仕事をジャパニーズ・プラクティース(Japanese Practice)と称している。他の外国の依頼者に対するアドバイスに比較して、ジャパニーズ・プラクティースをするコンサルタント・弁護士が、その国、つまり日本語・日本の文化に対する知識を是非とも持ち備えている事は重要な条件であり、日本の法律の知識を有する事もこれに加え重要な要素となっている。というのは、日本の依頼者は

「国際シンポジウム」

ている。それゆえに日本法にかんする学説や裁判所の判例は、わが国の法解釈学や裁判の実務にとって、大変参考になる。多くの留学生が日本で法を学び、大学の研究所でも日本法文献講読などの科目を設けているのもそのためである。ただ最近になって、円高のために、日本法の文献や資料の入手が困難になったこと、若い世代の法学者には日本語を読む人が少なくなったことなどにより、日本法の研究は、以前にくらべて、いちじるしく困難になっている。日本の大学に留学生の受け入れ態勢を改善し、定期刊行物などの交換や、学者間の相互訪問を通じて、学術交流を促進し、お互いの法制度をよりよく理解しあうことを願っている。

二. 戦後わが国における日本法研究の現状

わが国における西洋法制の継受は、法典編纂事業が完成するとともに、一段落を告げたが、日本法の研究は、決してそれで終わった訳ではない。戦後の科学技術の革新や、それにとまなう経済発展は、各国に急激な社会変化をもたらし、それに対応する法の改革または新しい立法を促した。戦後日本における法改革や新しい立法は、その意味で、同じような科学技術の革新や経済発展の背景をもつアジア諸国にとって模範となる。このことは、わが国にとって、とくにそうである。それゆえに日本法を模範とする近代法制の整備が戦後わが国における日本法研究の新しい課題となり、法の各分野にわたって研究が行なわれる。

三. 今後わが国における日本法研究の課題

戦後の日本において、新しい憲法が実施され、人権擁護や民主主義的な考え方が法の各分野に滲透するにつれて、法の改革が行なわれた。わが国でも、戦後いち早く新しい民主主義的な憲法を施行したが、戦前の日本法の強い影響のもとに成立した法制度は、多くの分野で官憲主義的な要素をたもったまま、殆んど改まることなく、今でもなお引き続き適用されている。そこで起る問題は、いかに古い官憲主義的な法制度を新しい民主主義的な憲法理念または人権擁護の方向にそくして修正し、もって両者の調和をはかるかにある。そのためには、今後わが国における日本法研究も、たんに表面に現れる法改革や新しい立法だけにかぎらず、その基礎にある民主主義的な法理念や現代法学のあり方などをも、その研究対象として取り上げなければならない。

四. わが国の法学と日本の法学

上述したように、わが国の現行法は日本法と多分に相通ずるものをもっ

わが国における日本法研究の現状と課題について

楊 日 然 (Yang Zu-Zan)

一. 中国近代法典に対する日本法の影響

今世紀初頭に、中国（清朝）は、列強諸国の圧力のもとで、西洋の近代法制度を継受したのであるが、その過程において、日本の法学者が果たした役割は大きい。当時清朝は、沈家本や伍廷芳らを修訂法律大臣に命じ、京師に法律学堂を設け、日本から岡田朝太郎、志田鉀太郎、松岡載正などの法学者を教習として招き、講義をさせていたが、修訂法律館が開館するに及び、さらに彼らを刑法、商法および民法典の編纂顧問に任命し、沈家本らの法典編纂事業に協力させた。こうして出来あがった中国最初の近代法典の草案は、民国時代の法典編纂事業の基礎となり、現代法として効力をもつにいたったが、その内容は、伝統的倫理が強く影響する少数の法分野を除いて、殆んど戦前の日本の法制度とはあまり変らないものとなった。このことからわかるように、中国における西洋法制の継受は、主として日本法の影響を通じて行なわれたのであり、そのことについては、むしろ多くの原因があったが、日本は中国と「同文同種」の相柄であることと、日本法の近代化がかなり成功したことなどの原因が基礎にあったことは否めない。清末以来、多くの中国留学生が日本で法を学び、帰国後、彼らの著作や裁判の実務において、日本の裁判所の判例や法学者の学説を自由に参照し、引用することができたのも、主として、上述した事情による。

「国際シンポジウム」

- Ⅲ) 日本の大学に対する期待：学術交流を通じて、お互いの法制度をよりよく理解しあい、もっと国際親善を促進することができるよう期待いたしています。

を謀ることにある。

日本留学出身の学者だけにかぎらず、日本語を読む多くの学者が、日本の憲法や、行政法などの諸分野にわたって、日本法のあり方や、その基礎にある思想ないし観念を紹介し、研究したりすることにより、わが国の法教育に当たっている。たとえば、研究生諸生のなかで、中日選挙訴訟制度、中日独公務員懲戒制度の比較研究などを学位論文のテーマとして、日本法の比較研究を行うものが少なくない。

2. 教育：私立淡江大学の日本研究所では、日本国憲法の講座がありますが、その他の大学では、日本法を講義の対象としているところが非常に少ない。多くの大学の法学研究所では、日本法學文献講読しか講義をおいていない。しかし、そうだからといって、日本法の教育は、ここで無視されているとはいえない。日本留学出身の学者は勿論だが、他の多くの学者も、日本法をそれ自身の専攻分野で、紹介し、研究している。

三. わが国における日本法の研究・教育の課題について

- I) 課題：日本の法制は、戦前まで、主として、大陸法系の影響のもとで発展してきた。しかし戦後は英美（米）法の影響を深く受けていると思います。そこで起こる問題は、たとえば、公法と私法の関係やその区別、とくに訴訟制度に対する変化であり、その他にも公正取引委員会、人事院などは、アメリカの行政委員会の制度を採り入れた新しい制度であるが、旧い制度との対比において、少なからず問題を孕んでいる。

- II) 日本法の教育上の困難：多くの学生は、日本の歴史を知らないが故に、日本法の教育に多大な困難をもたらしている。文献・資料などの不足も、その困難の一つの原因である。

わが国における日本公法の研究・教育の現状と課題

翁 岳生 (Weng Yueh-Sheng)

一. わが国は、日本との人文地理や歴史文化の密接な関係で、日本法の影響を受けた諸国のなかでも、もっとも深い影響を受けた国であると思います。勿論、明治維新以来、日本法の現代化による成功した例が、その当時の中国の知識分子に深い感銘を及ぼしたことも、その原因の一つであると思います。そのために、大勢の理想ある知識分子が渡日し、政治、法律などを習い、帰国して国家の建設に参加したのであります。実際にも、その当時のわが国の留学生のなかでも、日本留学生が一番多かったこと自体が、それを如実に物語っています。

そこで、わが国の法制も、一般的に言えば、戦前の日本の法制とかなり密接な関係にあるといえます。勿論、法の各分野においては、日本法の影響面や、その深度には、それぞれ差異があります。公法の分野では、憲法に比べて、行政法の方がずっと日本法の影響を蒙っております。

二. わが国における日本法の研究・教育の現状について

1. 研究：政治機関がそれぞれの職権の行使に関連して、個々の日本の行政法制度について、関係諸法令を翻訳し、著作文献などを収集し、研究をしています。その目的は、比較法的な見地から、日本法制度の実行の成果を参考にしつつ、わが国の法制度の整備若しくは改革

「国際シンポジウム」

- (d) 双方の法律専門家にそれぞれ相手国での研究の機会を与える。
この場合、双方の政府、大学、研究所、その他民間機関同士の協力が必要になる。
 - (e) 双方の法制に関する研究交流について、マスコミを通ずる世論啓発。
 - (f) シンポジウム、セミナーの開催。
- ③ 上記諸提案の実現を計る上で、資金面の問題がインドネシア側にとっては最大の重荷である。円高の影響への配慮が望まれるが、財政問題にはこれ以上立ち入らない。

以上

「国際シンポジウム」

ころでは、留学生の資格で入国を認められた外国人が実際は仕事をして収入を得ることから問題が生じている。このようなことも、法制の分野の研究交流を進めることによって改善が期待できる。

インドネシアではこれまでのところ、大学でも政府機関でも、日本法についての多少とも掘下げた研究は行われていない。日本では、インドネシア法について研究が行われているだろうか。お互いの研究を盛んにするために、このシンポジウムでつぎのようなことを話し合ってみたい。

① 70年代、80年代にインドネシアで日本研究が文学、文化、歴史、経済、経営などの分野で大いに進展したが、その担い手になったのは主として上に名前をあげた諸大学であった。これに両方の政府が文部省と日本国際交流基金を通じて大きな支持を与えた。

② インドネシアの大学で日本法研究の振興をはかる可能性はあるが、その場合一番の問題点は、プログラムの運営を担当する専門家を見付けること、そして必要な資金の確保である。いくつかの案を示そう。

(a) インドネシア大学法学部に日本の大学（一橋大学）から客員教授を招聘する。事前に両者間の緊密な関係をととのえておく。講義は日本語または英語でおこなうこととし、文学部の日本語専門家がインドネシア語への通訳をひきうける。

同様にインドネシアの法学者が日本の大学で講義する。

(b) インドネシアの若い大学卒業生に奨学金を与えて日本に留学させ日本法の研究をおこなわせ、帰国後インドネシア大学法学部で日本法講座の担当者になることを期待する。インドネシア法研究について同様の措置を講ずる。

(c) 夏期セミナーのような短期間の講義あるいはワークショップを双方で開催する。

Surajaya) の『日本の民主主義運動』(Pergerakan Demokrasi Jepang, P. T. Karya Unipress, 1984) の刊行もこの時期であり、その博士論文「吉野作造と大正デモクラシー」(1982年) はインドネシア大学で日本研究が始まって以来最初の、日本の歴史についての学位論文である。

五つの大学(インドネシア大学、パジャジャラン大学、IKIP バンドン、IKIP スラバヤ、IKIP マナド) が日本研究の合同セミナーを1年おきに開催している。第一回は1982年にバンドンで開かれ、以後スラバヤ(84年)、ジャカルタ(86年)とつづけられている。第四回目は今年、マナドかバンドンで開催のはずである。

インドネシアでは、今日までのところ、日本法研究の実績はない。その必要が大学また一般に感じられないできたことが一つの理由である。日本研究の二つの中心であるインドネシア大学、パジャジャラン大学のサルジャナ(BAとMAの中間に相当する学位)取得論文のテーマを見ると、日本国憲法の歴史的考察を試みた一編を別にすれば、法律関係は全然ない。

イ・日交流が拡大し、とりわけ経済貿易関係が複雑さを増していることを考えると、日本の法律制度について知識を深めることはインドネシアの大学、政府諸機関、民間企業にとってさしせまった課題のはずである。他方、投資、合併、政府開発計画、観光などいろいろの分野で日本はインドネシアとのかかわりを増大させており、この点からして日本のほうでもインドネシアの法律制度の研究に取り組む必要があろう。双方で相手国の法観念や法現象にたいする理解が進めば、イ・日交流全般に資するところは非常に大きい。たとえば国籍や結婚についてお互いに相手国の法制や慣習を知らないでいると、思わぬ問題が起こるかもしれない。外国人にたいする就業規則や税法に日本人滞在者が違反した事例をインドネシアのマスコミが取り上げたこともすでにある。他方、日本で私がたびたび耳にすると

カルタ、1954年）のような研究がある。

この時期、今日言われるような意味の日本研究はインドネシアの高等教育機関において注目されていないが、主たる理由の一つは、この国の大学が設立後まだ日が浅かったことにある。インドネシア大学（ジャカルタ）には現在日本プログラムがあるが、大学の創立は1950年であり、同じく日本語および日本文学のプログラムを持つバジャジャラン大学（バンドン）は1954年の創立である。

イ・日関係はサンフランシスコ平和条約の発効、外交関係開設のあとしだいに改善に向かい、日本の急速な経済発展がインドネシアの関心を強く引きつけたこととあいまって、50年代末～60年代に入ると日本語、日本文化を教える公私の施設が出現する。メラチ・サクラ財団がジャカルタに設立した日本文化学院、インドネシア大学を始め国立の主要高等教育機関に開設された日本研究のコースあるいは学部などがそれである。

過去20年間にインドネシア大学、バジャジャラン大学、IKIPバンドンの3機関を合わせて、日本語および日本研究で修士の学位を得たのは10人、博士は2人である。この分野での顕著な業績はなお将来を待たなければならない。パイオニアがそれぞれの機関において教育研究の陣容を強化しつつすぐれた業績を生みだしてゆくことが期待される。

1978年、インドネシア大学に日本研究の Diploma Bahasa コース（3年）が開設された。学生数は最初は30名だったのが1983年以降は60名になっている。日本研究のコースやセンターを設ける大学はひきつづき増えている。大学以外にも日本語や日本文化を教える施設が各地に出現している。研究機関、新聞、出版界、そして個人のあいだにも日本への関心が高まっており、刊行物もしだいに増えている。報告者（Prof. Iketut

いての検討を提案したい。

インドネシアにおける日本研究の現状を述べるにあたって、歴史的背景にまずふれておきたい。

ASEAN 日本留学生会議 (ASCOJA-ASEAN Council of Japan Alumni) の2回目の集まりが1978年に開かれたさいに、インドネシアの参加者が「インドネシア史における日本留学生」という報告をおこなっている。これによると、1930年代に日本へ留学したインドネシアの青年は Sarikat Indonesia という組織を早くから作っていた。彼らの間には当時の日本における国家主義的政治運動にたいする関心が強く見られ、実際に頭山満の黒竜会などと関係を持つ者もいた（1934年に少なくとも10人のインドネシア人留学生が日本に来ていた）。日本にたいするそのような関心の底にあったのは、独立運動にかかわりを持っていたインドネシア青年の民族主義の願望である。日本を短期間訪れた独立運動家の多くが Sarikat Indonesia と接触を持った。彼らが当時書きとめた日本の印象を集めたものがジャワ語で刊行されているが、1920年代および30年代を通して、日本についてインドネシア人が書いたものは新聞雑誌に掲載の短い文章以外になく、学術的な著作は一冊もない。

1942年3月1日から3年半は日本軍による占領時代である。日本に関する文章は主として新聞紙上のものであり、すべて宣伝的な性質のものばかりであった。主な新聞社には必ず日本人の「顧問」がいた。

戦争の終わった40年代後半から50年代に発表された日本についての学術的著作は主として日本のインドネシア占領に関する研究である。アジス『日本の植民地主義とインドネシア』（ハーグ、1945年）その他がある。文学の分野でも、H. B. ジャシン『日本時代のインドネシア文学』（ジャ

第 1 日 報告 午後

インドネシアにおける日本研究

——その発展と将来——

Iketut Surajaya

〔イクトゥット教授の報告は英文で提出されている。日本語によるこの要旨は一橋大学法学部国際シンポジウム実行委員会が便宜のため作成したもので、文責は実行委員会にある、原文は本文19頁、付録9頁から成る。〕

* * *

インドネシアでは1970年代以降、日本研究の学術的関心が深まっており、主要大学における講座の開設も増えている。しかし研究教育の実績は今日までのところ、日本語、日本文化、文学、歴史、政治および経済の分野が中心であり、日本法については一般はもとより学者の関心も薄く、ほとんど白紙の状態にある。しかし、インドネシア・日本間の交流がいろいろな面で広がっている今日、お互いに相手の法律制度について理解を深める必要の大きいことは明らかである。インドネシアの大学における日本法の講座また日本の大学におけるインドネシア法の講座の相互開設をはじめ多方面の努力が必要と思われる。それらの可能性また克服すべき障害につ

「国際シンポジウム」

ほしいと思います。（例・大学院生・研究者の交流）

一定期間の日本滞在研究者にはその研究業績によって応分の認証をしてほしいと思います。

- (ii) 韓国法学研究者、大学院生等に、日本法研究の助成と課題を与えて、その結果を論文集におさめて配布してほしいと思います。
- (iii) 日本政府乃至関係機関で、日本法研究所を、韓日共同でソウルに創設して、日本法研究のセンター的役割をするようにするのも一つの方法でありましょう。
- (iv) 韓国法学部・大学院生等に、日本の学者が来韓して特別講義をするのも望ましいと思います。

結 語

50 代以外の世代に日本法の研究を進める対策がなければ、韓国における日本法の研究は断切されるおそれがあるかと思います。

「国際シンポジウム」

- (ii) 日本語理解の学者もそれぞれ専門の学術雑誌、図書等が大不足で参照出来ないし又あっても高価で求得難であります。
 - (iii) 日本法研究の留学が欧米よりも少ない。韓国の法学研究者の日本への研究機会がほとんど有りません。自費であれば日本より欧米に行きます。現在 50 代以上の者は、日本語文献を理解する者が多いですがそれ以下の者は文献を読めません。
 - (iv) 日本もアメリカ・西独逸のように多くの奨学機関で、韓国の法学研究者、大学院生等に留学の機会を与えてもらいたい。又お互に共同のシンポジウムを活発に開催して親善と交流の同感台を作ってほしいと思います。
- (2) 公法分野において、日本法の教育上どのような課題や困難があるか。
- (i) 韓国でも大学・大学院等でアジア法の講座を開設して、日本法の研究を進めなければならないと思います。このため講座を担当すべき研究者の養成が必要であります。
 - (ii) 韓国に日本法研究所（仮称）や日本法学会を開設して専門家の養成と研究に努力しなければならないと思います。現在韓国には多くの大学に日本語学科を設置しており、又いくつかの大学に、日本研究所がありますが、法学方面の活発な研究活動は微々たるものです。しかし日本語等、文芸方面は多少進歩しつつあります。
 - (iii) 法学部図書館に日本法各専門部門の図書が少ないし又購入もしていない。その理由は研究者も少ないし又予算にも限界があるためです。研究者のうち少数は自費での図書があるにすぎません。
 - (iv) 日本の奨学諸財団では可能な限り韓国法学部図書館に希望する文献を寄贈してほしいと思います。
- (3) 日本法の研究・教育に関連して、日本の大学に期待するものは。
- (i) 韓日法学部間に姉妹関係を結んでお互いの研究・交流に助力して

考にしている状況であります。

(2) 公法分野において、日本法はどのように教育されているか。

- (i) 大学法学部において正式の教科課程で、日本法を教育することはありません。ただ司法研修院においては、日本の法と判例を講師個人によって講義しています。大学院においても、日本法の正式科目はありません。ただ大学院のセミナー・学会の時に、論文の発表者が該当の日本法研究の文献を引用することはありますが、これも日本語の理解者に限ります。
- (ii) 大学・大学院講義の時に、日本語理解者は日本法の理論、判例を紹介・比較していますが、人によっては、日本法の内容が欧米からの理論であるとし、欧米的理論を紹介するにとどまる場合があります。これは出来るだけ日本法の理論的内容の紹介を控える考えがあるためです。
- (iii) 法学部において、日本公法の教育は間接的・比較法的に考察することは多いかと思いますが、直接専門的にまで研究し教育はしていません。ただ研究者個人の留学した国家のものを中心にして教育している状況であります。
- (iv) 近頃はいくつかの学会で、日本の法学者達を招請して学術大会を開催したため、多の韓国学者達が参加して興味をもっています。お互いの一層の交流を希望しています。

3. 韓国における日本法の教育・課題について。

(1) 公法において、日本法の研究上どのような課題や困難があるか。

- (i) 若い研究者は、日本語の理解がないため、日本法への接近に困難があります。近頃は大学生等が就職とか日本理解のため相当熱意をもって、日本語を勉強していることが多くなりましたが、若い学者達は欧米語をもっと熱心に勉強し、日本語はあまりしません。

アジア諸国における日本法の研究・教育の現状と課題

——韓国における日本公法を中心にして——

丘 秉朔 (Koo Byung Sak)

1. はじめに

2. 韓国における、日本法の研究・教育の現状について。

(1) 公法分野において、日本法はどのように研究されているか。

(i) 韓国の公法の体系は一般的に、日本の公法体系とほぼ同様であります。欧米の体系をも参考にしています。

(ii) 憲法制定の内容は欧米憲法と、日本の憲法の内容と体系を参考にしています。

現行第9次憲法改正を行った内容のうちその大筋の中には日本憲法上の基本権の理論とその運用の判例が欧米の理論と共存しています。

(iii) 行政法は終戦後、日本時代の法律を韓国の現状に合うよう若干改正して適用したあと順次改正して行きました。しかしその体系と運用における基本的理論は日本の影響を受けて、日本の行政法理論と判例を取り入れ欧米の理論・判例とを対比している現状であります。

(iv) 学者・判検事その他の研究者は欧米のものを始めとする研究もしていますが、日本語知得者は先ず、日本の研究結果、判例等を参

「国際シンポジウム」

韓国は過去において日本の植民地であったため、韓国の学生は、今なお日本に対しては相当な反感をもっている。そういうわけで、韓国の学生が日本を知ることが先決問題であると思う。そういう意味において、日本当局は韓国留学生の数を増やす必要があると思う。

(iii) 日本法の研究・教育に関連して、日本の大学になにを期待しているか。

私法学の分野において、韓国の大学が、日本の大学と研究・教育に関連して、盛んに交流している例は少ないようである。そういう意味において、日本の大学においては、もっと積極的に韓国における日本法の研究と教育について関心をもつことが必要であると思う。その具体的方法としては、韓国と日本の学者の交流と学生の交換が適切ではないかと思う。

まま依用された。大韓民国政府が樹立された後にも韓国民法典が制定・施行された1960年1月1日以前までは日本民法が依用されたのである。

1958年に制定公布された韓国の現行民法典は、日本民法典と同じくパンデクテン式の編成で、総則・物権・債権・親族・相続の5編からなっているばかりでなく、内容においても相当の影響を受けている。そういうわけで、韓国において、民法を研究するには、日本民法の研究成果を参考とせざるを得ないのが現状である。

しかし、韓国においては、独立的研究課題として日本民法を研究することはまだないようである。しかし、比較法的考察として、ドイツ法・フランス法とともに、一定の研究題目について、日本法が研究される例は、非常に多い。

(ii) 私法の分野において、日本法はどのように教育されているか。

韓国においては、今のところ独立した講座として「日本民法」とか「日本法」を開設している大学はない。ただ、大学院の講座において、ドイツ法・フランス法とともに、比較法的考察として教育されているのが現状である。

(2) 韓国における日本法の研究・教育の課題について

(i) 私法分野において、日本法の研究上、どのような課題や困難があるか。

韓国と日本との文化的・経済的交流が増加するにつれて、韓国において日本法の独自の研究の必要性は非常に増加していると思う。しかし、今のところ日本法を独立的課題として研究している研究機関や研究者はいないのが現状である。これは、日本法の研究について研究費の調達が困難なためではないかと思う。

(ii) 私法の分野において、日本法の教育上どのような課題や問題があるか。

韓国における日本法の研究・教育の現状と課題

——私法，特に民法——

金 嘯洙 (Kim Choo Soo)

(1) 韓国における日本法の研究・教育の現状について

(i) 私法の分野において，日本法はどのように研究されているか。

1910年8月，日本は韓国を併合し統監府に代る朝鮮総督府を設置するとともに，同年8月29日に「朝鮮に施行する法令に関する件という緊急勅令」（この勅令は翌年3月25日付法律第30号に転換された）を発し，韓国の法律は朝鮮総督の命令によって規定することができることと日本の法律を韓国に施行することを勅令で定めることを宣布するとともに，当日付制令第1号「朝鮮における法令の効力に関する件」によって，併合当時施行されていた韓国法令は朝鮮総督の発する法令として当分の間効力をもつことを宣布した。その後，1917年3月に朝鮮に施行する民事に関する基本法令として朝鮮民事令（制令）を制定し，同年4月1日から施行した。その朝鮮民事令の第1条の規定によれば，朝鮮人の民事に関する事項は，この朝鮮民事令その他の法令に特別の規定がある場合には，それによるが，そのような法令がない時には日本民法の規定によることが規定された。この規定によって，韓国においては親族・相続法の部分を除いてはほとんど全部の日本民法の規定が依用されたのであった。1945年韓国が，日本から解放された後にも，アメリカ駐留軍の軍政法令によって，日本民法がその

変化

一 1932 年以前の法の完密化

二 1932 年以後の法の崩壊化

第二章 第二次世界大戦後の日本法制度の再建

一 戦後日本法体制の改革と再建

二 日本六法の主要なる変化

1. 日本国憲法の制定

2. 民商法の修正, 経済立法

3. 刑法の修正

4. 裁判所構成法と訴訟法の変化

研究の課題から言えば、過去、中国学者は注意力を憲法、民法、刑法、訴訟法等の法典に集中していたが、現在では、伝統的法典のほか、日本の行政立法、教育立法、経済立法、社会立法等多くの分野を広く渉猟し、論文も相次いで問世して、中国の日本法研究課題が、いっそう多様化に向かって歩んでいる。重要な課題は「明治維新と日本法制」、「日本法の西洋化と固有伝統」、「日本新憲法の研究」、「改正家族法と民主主義」、「刑法改正の動向」、「訴訟法改正における英米法の影響」、「国家公務員法について」、「日本教育立法の理論と実際」、「経済立法と日本経済の発展」等が挙げられる。もちろん、中国での日本法制史の研究は、学問的にはなお経歴に乏しく、未開拓の分野がたくさん含まれているのであって、多くの有力な研究の今後に期待されること大なるものがある。

いま、研究における主なる困難は、参考資料の不足である。わたくしは、「日本法制史綱」と名づける概説書を常に念頭におきつつ著し始めたが、参考文献が不十分なので、ペンがなかなかわたくしの思った通りには進まなかった。だから、めずらしい今回の討論会を利用して、日本の友人に多くのものを学んで、その企画を推進しようと思う。

中国での日本法制史の教育は、資料や人力に限られて、いま、重点が明治維新以降におかれていることになる。明治維新以前の法は、例えば、日本固有の氏族法、封建法時代の「律令格式」、「貞永式目」、「公事方御定書」等が、それぞれの時代における最も特徴があるところについて、ごく大ざっぱな概説を加えたものにすぎない。

時代区分は、歴史のとらえ方の本質にかかわる問題である。明治維新以降の日本法制度の発展、変化は、世界史時代区分の原則に即して、近代と現代に大分し、また明治憲法公布の年と第1、第2次世界大戦終了の年を境として、近代を準備期と確立期、現代を変化期と再建期に区別することになった。変化期とは、つまり日本学者のいわゆる「動揺期」に相当する。

教育の内容について、主として憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法等の法典を中心にして、わたくしの分担による方式で執筆した『外国法制史』という教科書の中の日本部分の体系は、次に示すような構成をとった。

日本近代法制度

第一章 日本近代法制度の成り立ち

- 一 明治維新以前の日本法制度の概説
- 二 明治維新以降の日本近代法制度の成り立ち
 - 1. 準備期の概観
 - 2. 確立期の概観

第二章 日本六法の基本的内容と特徴づけ

- 一 明治憲法の成り立ち
- 二 旧民法と旧商法の成り立ち 新民法と新商法の制定
- 三 旧刑法の成り立ちと新刑法の制定
- 四 裁判所構成法と民事訴訟法、刑事訴訟法の成り立ち

日本現代法制度

第一章 第一次世界大戦から第二次世界大戦終了までの日本法制度の

わが国の日本法制史に関する 教育と研究の現状について

林 向 榮 (Lin Xian Rong)

中国の総合大学法学部と単科政法学院では、「外国法制史」と題する必修科目を設け、中には、日本法制度がイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ソ連の法制度と並んで、重要な位置を占めている。条件のある大学院では、「日本法制史」の講義をも行っている。わたくしの専攻は日本法制史であるから、ここで、わたくしの知っている限りで、中国の日本法制史に関する教育と研究の現状と課題について紹介したい。

周知の通り、法は社会の経済、文化的所産であって、また、歴史的存在である。法制度は、人間の国家社会生活を規律する法が、いかに複雑で多角的に社会変動の波にもまれて推移し発展することを、明らかにしようとする学問である。歴史的基礎をはなれて、法を理解することはぜったい不可能であろう。したがって、ある国の法制度を認識しようとするには、まず当該国の法制史を通じなければならない。これが、中国で外国法制史とくに日本法制史の教育と研究を十分に重ずる要因のひとつである。

中国でのいままでの日本法制史教育と研究は、大体第2次世界大戦終了を下限としていたが、いまやまだ新しい段階が画されるようになって、戦後時期少なくとも1970年代以前をその領域に入れる必要がみとめられてきた。なぜならば、終戦以来の40余年間は、日本の法体制が再建をなしとげて、法制度も注目すべき大きな変化を起した時期であるわけである。

「国際シンポジウム」

ですぐれた翻訳だと言われているけれども、誤訳も数十か所も出ています。

日本法の研究をしている者は、日本法の教育に従事している者よりやや多いと思っています。これらの者は四つの部分からなっているのです。

教育と研究の困難と言うと大体次のとおりです。

- (1) 外国語の問題。英、米、仏、独語どころか、日本語さえもできない者もおります。
- (2) 教育、研究のための日本語版の参考資料も非常にとぼしいです。
- (3) 大学院生の視野はそんなに広くないし、知識の広さも足りなく、ことに実感がないです。
- (4) 日本への留学や研修がとても必要。
- (5) 日本法に関する翻訳書を質量ともに増加させなければならないのです。

「国際シンポジウム」

れども、日本国憲法を独立科目としてはまだ設けていないのです。中国人民大学法学部はこの2,3年来、大学院生には日本国憲法講座を設けていて、この講座の担当者も私です。時間数は32時間で、内容はうちの大学のほとんど変わっていません。

私の勤めている中国政法大学の大学院生のための日本国憲法の授業は一年生の下半期から始まることになっていて、時間数は36時間で内容は理論（憲法思想）と制度を主としています。學術思想を活し、大学院生に日本国憲法をもう一步深くほりさげさせることができるよう、私は日本の憲法学者がご執筆された著作を紹介すると同時に、検討会をも行なわせています。大学院生に検討させるテーマの例と言うと次のとおりです。

日本国憲法の誕生の政治的背景及びその制定の法理について

日本国憲法の前文及びその法的効力について

日本国憲法と天皇の地位の変化について

日本国憲法第九条と戦争の放棄に関する新学説について

検討会を通じて、誤解された主張を否定してしまつて学子諸君の見地を一致させるようにしたのであります

大学院生に憲法の条文だけに力を入れないようにするために、また、日本国憲法が国民生活の中でどういう役割を果しているかということを分らせるようにするために、私はしょっちゅう日本国民の社会生活のことを授業の内容として説明しています。例えば天皇の国事行為については、日本国憲法には12項目が定めてあるが、それは例挙であつて、例として書いたものではない。天皇の「巡幸」、国会開会式に天皇の「おことば」ということは、どういうことであろうかについては、それは「儀式を行う」ととぜんぜん違うことだと学子諸君はだれかれなしにそう認めております。

中国にある日本国憲法の訳文はあわせて4種類もあるが、いずれにしても多かれ少なかれ誤訳があり、上海の出版してある訳文はその4つのうち

「国際シンポジウム」

もう一つの例であるが、「天皇は内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命できる」ということを「最高裁判所の長及びその裁判官の任命」と解釈してしまったのです。そして「裁判所の長たる1人の任命」ということを「裁判官15人の任命」としてしまいました。

日本の憲法には、大学生たちは興味を持っておるとのことです。一般にどの大学でも外国憲法を選修科目としているようです。うちの大学では、1987年度、外国憲法を選修した49人大学生のうちに、アメリカ憲法に興味を持っている学生は10人で、イギリス憲法には13人で、日本国憲法に17人であり、そのほかは1人でした。学生のテストの点数から見ればアメリカ憲法は平均して、76.3、日本国憲法75.2、イギリス憲法74点であって、各国憲法のテスト点数は平均して71.37点でした。去年、うちの大学院生の憲法の入学試験の内容のうちに、日本国憲法を選択した受験生は17パーセントを占め、ほかはその他の国の憲法でした。その原因は何処にあるかということ、それは日本国憲法を選修とする学院（大学）は少なかったからです。日本国憲法の受験生のほとんどはわが国の東北地区から集まってきたもので、南の方から集まってきた受験生はほとんどないです。これは教育環境の如何によることなのであって、日本国憲法を選択した受験生の60パーセントは、日本語でもって外国語試験を通ったのです。その中に日本語がなかなかまい受験生もめずらしくなかったのです。当校の大学院の専攻科目は23もあるが、日本法と関係がある科目は（例えば、日本国憲法、日本行政法、日本商法など）あまり多くありません。それにしても授業内容は日本法に触れているところは多いと言ってもいい。刑法、民法、経済法などの専攻の中に日本法を設けようとしているのは、うちの大学の考えです。

私の知っているかぎりでは、北京大学も吉林大学も憲法を専攻とする大学院生には日本国憲法と関係がある内容を教えてやることになっているけ

中国における日本法教育・研究の現状と課題

董 璠 興 (Dong Fan-Yu)

中国では、大学レベルの法学教育機関としては、五つに分けられているのです。それは、法政大学（学院）、総合大学中に設けられている法学部、政法管理干部学院、中央テレビ放送大学、それに各大学の通信教育を入れて、あわせて五つの種類ということです。ここで私の勤めている中国政法大学を主な例として説明させていただきます。

中国の法学教育科目には、日本法に触れている内容は少なくないです。とくに「外」という字がついている科目なら、例えば外国憲法、外国行政法、外国商法などの主な内容の一として、これらの中に日本法がはいっていることは現実である。それなのに、こういう方面の科目を担当している先生のほとんどは、日本へ留学や研修に行ったことがないのです。そのために、日本語がわかっている先生の訳文にたよるよりほか技術はないわけです。だから、教育の効果については、いい評判を得た者もいるし、わるい評判を言いだされた者もいることになっています。ひどい場合になると、まちがったことを平気で大学生に伝えていく者もめずらしくないほどです。内部交流の講義の例をとって見ると、例えば、「憲法の規定にもとずいて……天皇の行なわれている国事行為なら、事前、内閣の助言を得、事後になって内閣の承認を得てからでないとだめだ」とあるという話の中に出てくる「助言と承認」のことをまちがえて「事前と事後」と解釈されている。

「国際シンポジウム」

あります。

- ① 留学生・研究者の受け入れ体制の改善
- ② アジア諸国における日本法の研究・教育の発展への寄与
- ③ 日本におけるアジア諸国についての理解の強化
- ④ 法学における相互交流と相互理解の促進
- ⑤ 総じて、法学における交流と理解を通じてアジア諸国間における相互理解の強化

この企画の運営の方法については、プログラムに詳細に書いてありますからそちらをご参照下さい。本日（4月21日）は外国からの参加者の報告とそれについての質疑応答、明日（4月22日）は一橋の側からの報告と参加者全員による討論、明後日（4月23日）は国立での交流、というところが主要な日程です。

企画を進めるにあたって、以下の諸点を要望いたします。

第一に、研究者間の交流として、思想・信条の自由、表現の自由を最大限に尊重するようにしたい。

第二に、日程がつまっているので、第一にもかかわらず、時間の制限は厳守していただきたい。

第三に、現状改善のために具体的な提言をお願いしたい。

自由で実りあるシンポジウムとするために、ご協力をお願いいたします。

「国際シンポジウム」

かもしれませんが、この機会をきっかけとして、今後アジアの皆様との交流をより深いものにしてゆきたいと考えております。と同時に、掛け声ばかりで、なかなか実質の伴わない文部省のアジアとの交流施策に刺激を与えることができればと思っております。

それでは次にこのシンポジウムのテーマについて、企画小委員長の杉原泰雄教授から説明致します。

杉原泰雄教授 この企画の趣旨については、すでに配布してある「趣意書」で、「開催の目的と意義」や「期待される効果」等として、述べております。ここでは、それらを若干補足しておくにとどめます。

この企画の直接のきっかけとなったものは、近時におけるアジア諸国からの留学生の急増とその受け入れ体制の不備の問題でした。詳しくは明日報告されることですが、本学の大学院法学研究科の場合、たとえば中国からの留学生だけで現在11名に達しています。すべて正規の大学院生です。そのいずれもが真摯かつ意欲的で、私どもは歓迎しております。しかし、留学生が急増しているにもかかわらず、その受け入れ体制が整備されていないことも事実です。これも詳しくは明日報告されることですが、日本語教育、日本法入門、講義・ゼミナールのあり方、資料、学位、宿舎等のいずれの問題においても、不備が目立ちます。このような不備の基礎には、「脱亜主義」という日本近代史のあり方にもかかわる根深い問題があります。

私どもは、受け入れ体制の整備の問題を含めて、法学においてアジア諸国といかに交流をしていくか回答を出さなければならない状況にあります。そこで、アジア諸国から日本法に詳しい先生方においでを願い、それぞれの国における日本法の研究・教育の現状と課題および法学における交流のあり方につき率直なご発言をいただき、現状を改善し新しい対応をする手掛りを与えることにしました。私どもの狙いは、具体的には、以下の諸点に

第 1 日 報告 午前

司会（山本満教授） お早うございます。一橋大学法学部のこのシンポジウムにご参加いただきまして、皆さんありがとうございます。海外から参加をいただきました先生方、ご紹介申し上げなければなりません、お許しをいただきまして、始めに主催者側からご挨拶とそしてこのシンポジウムの趣旨について少々お話をさせていただきます。それでは、始めに一橋大学法学部長勝田有恒教授から、このシンポジウムの主催者を代表いたします、ご挨拶を申しあげます。勝田有恒先生どうぞ……。

法学部長（勝田有恒教授） 私共の一橋大学は、今から 113 年前の 1875 年に、開校されました。現在はこちらから西 30 km の国立にあります、関東大震災までこの場所、神田一ツ橋にありましたため、1949 年から一橋大学という名前を選びました。この如水会館は、一橋大学の卒業生 OB の会である、如水会のものです。一橋大学の先輩は、創立百年を記念してお金を集め、百年記念学術奨励金を作りました。この基金によって 1984 年から各学部が順番に、国際シンポジウムを行っております。

今回はその他、如水会と社会科学国際交流江草基金のご援助もえて、ここにアジア諸国における日本法の研究・教育の現状と課題というテーマで開くことになりました。今までの国際シンポジウムは、この百年の日本における学問の発展の過程を象徴して、ヨーロッパ・アメリカを中心とするものでありました。私共の法学部では、今回新しい試みとして、アジア各地から先生方をお迎えするシンポジウムを企画致しました。

何分にも新しい試みであり、私共の取り組み方にも、不十分な点がある

「国際シンポジウム」

とくに学外から御参加を願った方々は以下のとおりである。

平 野 龍 一	社会科学国際交流江草基金理事長
喜 多 了 祐	亜細亜大学
白 緑 鉦 (Pai Ryu)	中国政法大学（東京大学）
崔 炳 錫 (Cui Birgxi)	中国政治大学（名古屋大学）

以下第 1 日の報告から順次掲載するが、第 1 日第 2 日の報告についての
質疑の部分は、紙幅の制約のため割愛した。

1989. 1. 10

法学部国際シンポジウム記録刊行委員会

委員長

勝 田 有 恒

「国際シンポジウム」

昼 食	12：30～14：00
午 後	
報 告（各 30 分）	
I Ketut Surajaya 先生（インドネシア大学教授）	14：00～14：30
翁 岳 生（Weng Yueh-Sheng）先生（国立台湾大学教授）	14：30～15：00
楊 日 然（Yang Zu-Zan）先生（国立台湾大学教授）	15：00～15：30
休 憩	15：30～16：30
Pichet Maolanond 先生（タイ国・弁護士）	16：00～16：30
Suda Watcharavatanakul 先生（タマサート大学教授）	16：30～17：00
質疑応答	17：00～17：30

第 2 日（4 月 22 日）

午 前

司会 南 博方教授・堀部政男教授

討 論 ——現状の改善のために——	10：00～12：30
(1) アジアにおける法学の交流の意義と必要性について	
(2) 現状の改善のための具体的な諸方策について	
④ 資料面での交流の強化について	
⑤ 研究者の交流の強化について	
⑥ 学部学生・大学院生の交流の強化について	

昼 食 12：30～14：00

午 後

討論とまとめ——現状の改善のために——

討 論（午前の続き）	14：00～15：30
休 憩	15：30～16：00
まとめ	16：00～17：00
如水会主催による晩餐会	18：00～20：00

第 3 日（4 月 23 日）

午前・午後：国立キャンパスにおける交流 10：00～14：00

「国際シンポジウム」

シンポジウムを開催することにした。これは、日本の大学における法律学の研究・教育および国際交流のあり方にかかわる問題として、その意義はきわめて大きい。

期待される効果

このシンポジウムは、これまで交流の少なかったアジア諸国の研究者を招き、アジア諸国における日本の法・法律学の研究・教育の現状と課題およびそれへの日本の大学の対応のあり方につき、膝を交えて議論するという方式で進められる。それ故、アジア諸国における日本の法・法律学の研究・教育の一層の発展に寄与するとともに、これら諸国における日本法研究者との交流の促進と法律学の分野における国際的相互理解の深化にも寄与することができるものと、期待されている。

また、この機会に、本学法学部は、アジア諸国の法および法律学の研究と教育を本格的に開始する手掛りをえたいと願っている（なお、1988年度から学部講義として「アジア法」が開設される予定である）。

国際シンポジウム当日のプログラムは次の通りである。

第1日（4月21日）

午 前	司会	山本満教授・竹下守夫教授
挨拶	学部長・勝田有恒教授	9:30～9:40
企画の趣旨と運営について	企画小委員長・杉原泰雄教授	9:40～10:00
報 告（各30分）		
董 瑤 興 (Dong Fan-Yu) 先生（中国政法大学教授）		10:00～10:30
林 向 榮 (Lin Xian Rong) 先生（西南政法学院教授）		10:30～11:00
金 曙 洙 (Kim Choo Soo) 先生（延世大学教授）		11:00～11:30
丘 秉 朔 (Koo Byung Sak) 先生（高麗大学教授）		11:30～12:00
質疑応答		12:00～12:30

はじめに

法学部は、一橋大学創立百年記念学術奨励金（1987年度分）により、「アジア諸国における日本法の研究・教育の現状と課題」をテーマとする国際シンポジウムを1988年4月21日から23日までの3日間、東京都千代田区の如水会館と国立市の一橋大学本校で開催した。

1987年1月、法学部は上記の課題によって国際シンポジウムを開催することを決定し、翌月検討委員会を設置した。委員は勝田学部長、山本評議員、堀部評議員、南教授、杉原教授、上原（行）教授、竹下教授、舩場教授の8名であった。以後検討を重ねたうえ、同一メンバーによる国際シンポジウム準備委員会が7月に起草した趣旨書には次のように述べられている。

開催の目的と意義

国際化が急速に進展する中で、日本と諸外国との国際交流も近年とみに盛んになってきている。従来、日本は、その伝統を踏まえながら、欧米諸国の法制度に多くを学び、その近代法・現代法を形成し、またその法律学を発展させてきた。近時、その日本の法と法律学が、諸外国において研究・教育の対象として注目されている。しかし、諸外国における日本法の研究・教育の状況は、日本ではほとんど知られていない。そこで、今回、諸外国のうち、とくに留学生の多いアジア諸国の場合について、日本の法と法律学の研究・教育の現状と課題を明らかにし、かつ日本の大学がそれにかなる寄与をすることができるかを解明することを目的として、国際

目 次

はじめに	(4)
第 1 日 報告 午前.....	(8)
午後.....	(25)
第 2 日 報告 午前.....	(46)
討論	(72)
あとがき	(125)

アジア諸国における
日本法の研究・教育の現状と課題

国際シンポジウム 1988

法学部